

令和4年度第1回 東灘区地域包括支援センター運営協議会

I 日 時 令和4年8月9日(火) 13時30分～15時

II 場 所 東灘区役所4階 大会議室

III 運営協議会次第

1. 開 会

2. 保健福祉部長挨拶

3. 議 題

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 1) 令和3年度あんしんすこやかセンターの運営状況について | |
| (1) あんしんすこやかセンター月別実績報告 | 資料1 |
| (2) あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況 | 資料2 |
| 2) 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画について | 資料3 |
| 3) 特定事業所へのサービス集中率について《非公開》 | 非公開資料1 |
| 4) 地域包括ケア充実のための事業目標について《非公開》 | 非公開資料2 |
| 5) 区運営協議会の見直しについて | 資料4 |

4. 閉 会

資料

- ・東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿
- ・神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・資料1 令和3年度あんしんすこやかセンター月別実績報告書
- ・資料2 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況
- ・資料3 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書
- ・資料4 区地域包括支援センター運営協議会について
- ・非公開資料1 特定事業所へのサービス集中率について
- ・非公開資料2 あんしんすこやかセンター地域活動計画書
- ・別紙1 圏域別高齢者数

東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（敬称略）

（選出分野別・五十音順）

【保健医療福祉関係者】

こじま 児島	りゅうすけ 隆介	東灘区医師会 地域包括ケア部 担当理事
さとう 佐藤	みつこ 光子	神戸市老人福祉施設連盟 (特別養護老人ホーム サンライフ魚崎 施設長)
たかだ 高田	あきら 諒	神戸市介護老人保健施設協会 (介護老人保健施設 すばる魚崎の郷)
つじもと 辻本	かずこ 和子	東灘区薬剤師会 理事
とり 登利	よしお 佳央	東灘区歯科医師会 常務理事
なかがわ 中川	ゆみこ 裕美子	兵庫県民間病院協会神戸支部（宮地病院 看護部長）
なかほま 中濱	けんさく 堅作	神戸市シルバーサービス事業者連絡会 事務局長

【利用者代表】

やまもと 山本	たかこ 孝子	東灘区連合婦人会 会長
------------	-----------	-------------

【地域団体】

すぎもと 杉本	よしふみ 佳史	社会福祉法人東灘区社会福祉協議会 事務局部長
もりもと 森本	さなえ 早苗	東灘区民生委員児童委員協議会 副会長

【行政】

みやざき 宮崎	ひろし 浩	東灘区保健福祉部長
------------	----------	-----------

東灘区事務局

東灘区保健福祉部保健福祉課長 長村 信幸

保健担当課長 藤田 由美

保健事業・高齢福祉担当係長 瀬戸 健作

保健担当係長 三室 由起子

保健担当 前畑 裕子

山岡 雅子

神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」(以下「市協議会」という。)を、また各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」(以下「区協議会」という。)を開催する。

(内容)

第 2 条 市協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの選定基準、評価基準の策定に関する事項。
- (2) 地域包括支援センターのサービス提供の承認に関する事項。
- (3) 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの再委託に関する事項。
- (4) 地域包括支援センターに対する委託業務の追加・変更に関する事項。
- (5) 区協議会に関する基本的事項。
- (6) その他全市レベルで調整を必要とする事項。

(委員)

第 3 条 市協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
学識経験者、神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、(公社)兵庫県看護協会、(社)兵庫県社会福祉士会、神戸市ケアマネジャー連絡会、市民代表委員(1・2号被保険者)、(公社)認知症の人と家族の会兵庫県支部、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長の指名等)

第 5 条 市協議会においては福祉局長が委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は会議の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の招集)

第 6 条 市協議会において、福祉局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求

め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 市協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第8条 市協議会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、市協議会に必要な事項は福祉局長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

(内容)

第 2 条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

(委員)

第 3 条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(議長)

第 5 条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の招集)

第 6 条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

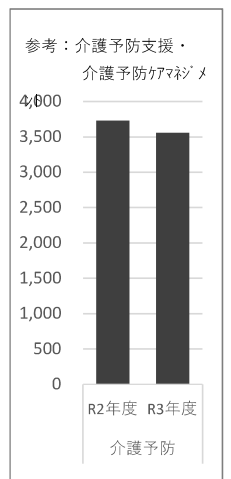
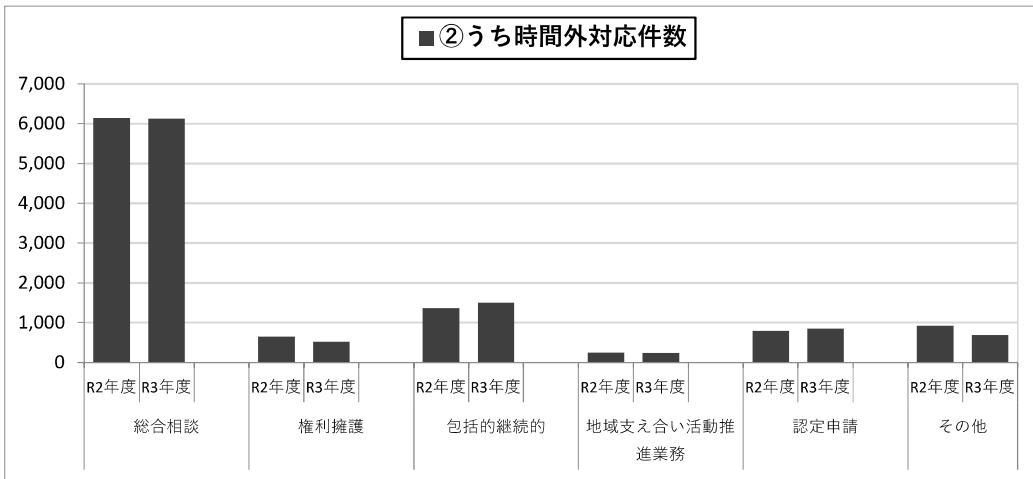
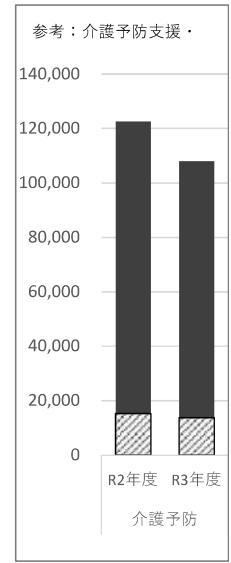
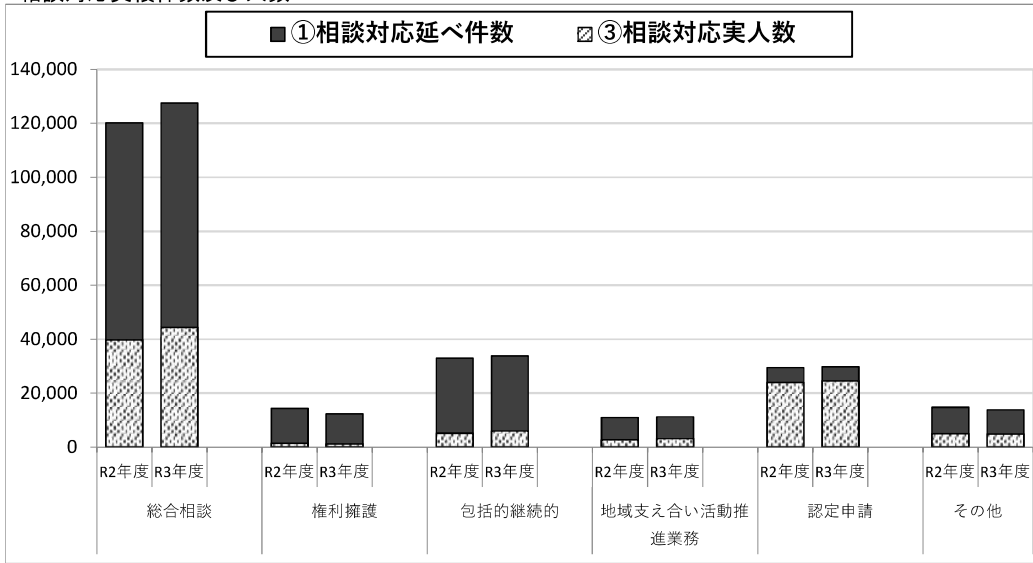
付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

令和3年度 実績報告書(全市) 「令和4年6月29日現在」

資料1

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援					困難事例対応
電話	47,054	6,298	14,106	8,838	1,861	103	70,871	1,272	38	5,703	142	13,811	9,851	3,594	4,248	8,814	196,604
うち時間外対応	2,376	205	755	420	44	3	2,486	42	0	269	7	551	537	92	115	455	8,357
来所	12,095	1,148	2,430	765	591	322	3,607	177	6	589	13	1,517	872	624	8,966	1,233	34,955
うち時間外対応	752	62	163	31	28	13	1,377	5	0	33	0	55	32	10	292	92	1,705
訪問	10,605	806	4,186	9,361	1,022	758	28,994	604	29	1,706	61	2,113	3,202	3,526	14,948	2,072	83,993
うち時間外対応	457	34	174	316	31	21	690	12	0	84	4	76	136	23	352	65	2,475
その他	1,455	313	1,468	1,739	219	18	4,591	200	10	1,769	36	1,264	1,239	3,439	1,667	1,736	21,163
うち時間外対応	88	11	71	66	6	0	245	9	1	55	2	72	45	108	96	80	955
①相談対応延べ件数	71,209	8,565	22,190	20,703	3,693	1,201	108,063	2,253	83	9,767	252	18,705	15,164	11,183	29,829	13,855	336,715
前年度比	7%	1%	0%	12%	-1%	13%	-12%	-15%	-62%	-12%	-43%	3%	2%	1%	1%	-6%	-3%
1圏域あたり(件)	913	110	284	265	47	15	1,385	29	1	125	3	240	194	143	382	178	4,317
②うち時間外対応件数	3,673	312	1,163	833	109	37	3,558	68	1	441	13	754	750	233	855	692	13,492
前年度比	-1%	-12%	6%	1%	-16%	-3%	-5%	-26%	-75%	-17%	-32%	36%	-8%	-6%	8%	-25%	-3%
1圏域あたり(件)	47	4	15	11	1	0	46	1	0	6	0	10	10	3	11	9	173
③相談対応実人数	26,904	2,799	5,129	6,801	1,806	996	13,757	470	21	645	137	4,774	1,241	3,251	24,611	4,891	-
前年度比	12%	4%	8%	18%	7%	16%	-10%	6%	-42%	-12%	-38%	17%	15%	23%	2%	-1%	-
1圏域あたり(人)	345	36	66	87	23	13	176	6	0	8	2	61	16	42	316	63	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	36	23	29	3	52	143
実人数	36	22	29	3	19	109

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	233,038 件	-2.2%	2,987.7 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	156 件	4.0%	2.0 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	223,683	26,868

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	172 件	18.6%	2.2 件
	参加人数	2,602 人	16.4%	33.4 人
	(内訳)協議体開催数	59 件	0.0%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	199 件	0.0%	2.6 件
	参加人数	649 人	-8.5%	8.3 人
自センター主催の会議等	開催数	469 件	29.2%	6.0 件
	参加人数	4,105 人	21.3%	52.6 人
小地域支え合い連絡会	開催数	561 件	22.2%	7.2 件
	参加人数	6,083 人	22.3%	78.0 人
行政等主催の会議等	開催数	2,886 件	12.8%	37.0 件
	参加職員数	3,683 人	12.7%	47.2 人
地域主催の会議等	開催数	3,364 件	50.6%	43.1 件
	参加職員数	5,136 人	65.7%	65.8 人
ケアマネ等研修会	開催数	206 件	71.7%	2.6 件
	参加人数	1,440 人	67.9%	18.5 人
介護リフレッシュ教室	開催数	311 件	6.1%	4.0 件
	参加人数	2,100 人	7.1%	26.9 人
運営推進会議	開催数	269 件	-14.9%	3.4 件
	参加職員数	307 人	-10.4%	3.9 人
研修	回数	1,866 件	56.7%	23.9 件
	受講職員数	2,873 人	59.1%	36.8 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,106 件	81.9%	14.2 件
	参加職員数	1,623 人	74.1%	20.8 人
他機関との連絡調整	件数	72,698 件	-6.6%	932.0 件

月別実績報告書 その1

(令和3年度 年間)

センター番号:	
センター名:	全市

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	47,054	6,298	14,106	8,838	1,861	103	70,871	1,272	38	5,703	142	13,811	9,851	3,594	4,248	8,814	196,604
うち時間外対応	2,376	205	755	420	44	3	2,486	42	0	269	7	551	537	92	115	455	8,357
来所	12,095	1,148	2,430	765	591	322	3,607	177	6	589	13	1,517	872	624	8,966	1,233	34,955
うち時間外対応	752	62	163	31	28	13	137	5	0	33	0	55	32	10	292	92	1,705
訪問	10,605	806	4,186	9,361	1,022	758	28,994	604	29	1,706	61	2,113	3,202	3,526	14,948	2,072	83,993
うち時間外対応	457	34	174	316	31	21	690	12	0	84	4	76	136	23	352	65	2,475
その他	1,455	313	1,468	1,739	219	18	4,591	200	10	1,769	36	1,264	1,239	3,439	1,667	1,736	21,163
うち時間外対応	88	11	71	66	6	0	245	9	1	55	2	72	45	108	96	80	955
合計	71,209	8,565	22,190	20,703	3,693	1,201	108,063	2,253	83	9,767	252	18,705	15,164	11,183	29,829	13,855	336,715
うち時間外対応	3,673	312	1,163	833	109	37	3,558	68	1	441	13	754	750	233	855	692	13,492
実人数	42,263	4,577	9,421	12,814	2,492	1,092	56,036	932	33	2,427	148	9,301	3,906	8,644	26,266	8,153	188,505
うち新規人数	26,904	2,799	5,129	6,801	1,806	996	13,757	470	21	645	137	4,774	1,241	3,251	24,611	4,891	98,233

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	36	23	29	3	52	143
実人数	36	22	29	3	19	109

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	26,341	対象人数	233,038
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	13,139	対象人数	107,958
緊急対応件数(事故対応等)	件数	156		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委 託数	委託数のう ち新規数
	従来型	5,839	153	5,686	1,700	76	42
簡易型	4,039	130	3,909	771	59	21	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	15,677	303	15,374	5,002	227	109
モニタリング	回数	223,683	サービス担当者会議		回数	26,868	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

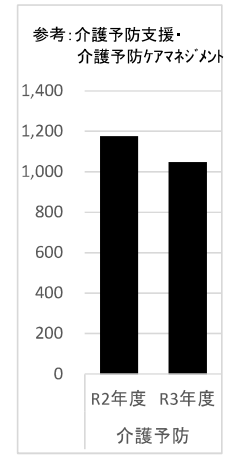
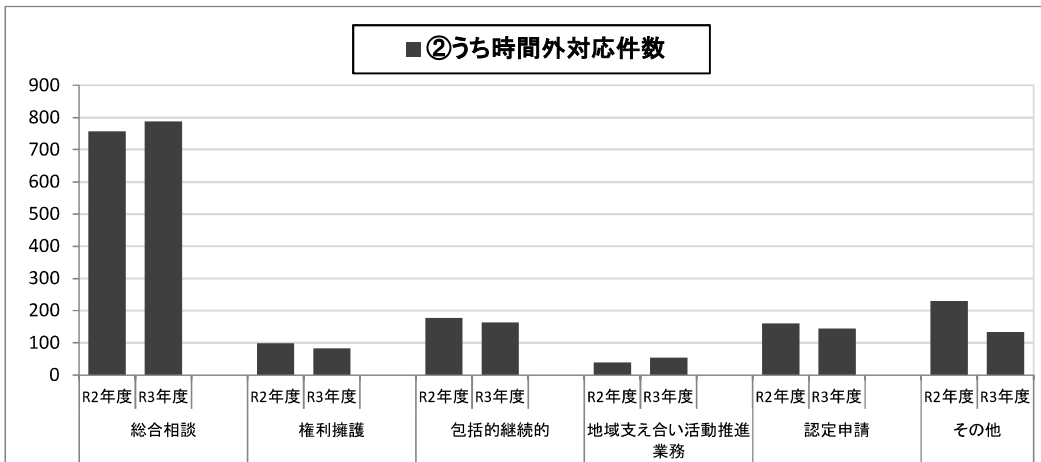
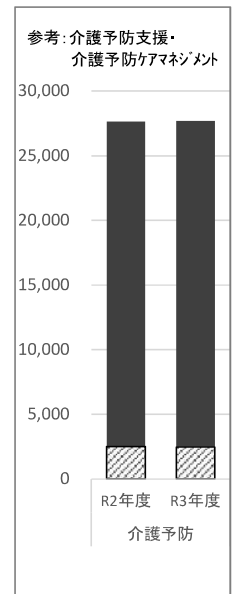
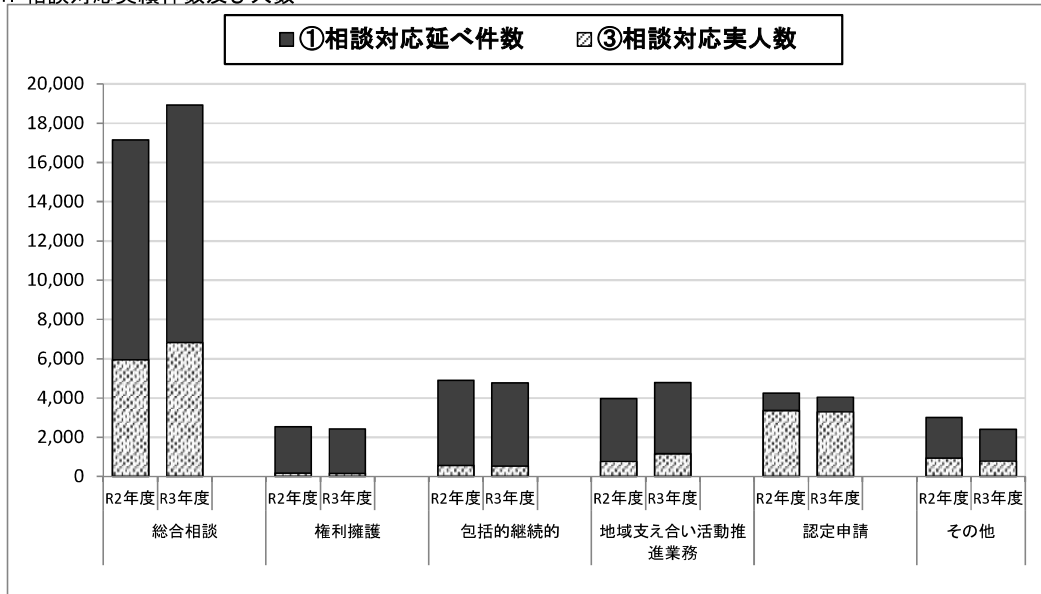
地域ケア会議	開催数	172	参加人数	2,602
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	59		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	199	参加人数	649
自センター主催の会議等	会議数	469	参加人数	4,105
小地域支え合い連絡会	開催数	561	参加人数	6083
行政等主催の会議等	会議数	2,886	参加職員数	3,683
地域主催の会議等	会議数	3,364	参加職員数	5,136
ケアマネ等研修会	開催数	206	参加人数	1,440
介護リフレッシュ教室	開催数	311	参加人数	2,100
運営推進会議	開催数	269	参加職員数	307
研修	回数	1,866	受講職員数	2,873
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,106	参加職員数	1,623
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	72,698		
(内数)ケース検討会	開催数	1712		

「令和4年6月29日現在」

令和3年度 実績報告書(東灘区)

「令和4年6月29日現在」

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	7,152	911	1,740	1,283	306	6	19,105	262	3	1,110	27	1,536	1,735	1,414	612	1,031	38,233
うち時間外対応	273	53	66	22	11	0	782	1	0	27	0	49	48	27	4	38	1,401
来所	1,907	190	323	92	81	22	552	27	1	69	1	264	110	155	1,252	136	5,182
うち時間外対応	143	15	21	5	6	0	26	2	0	11	0	7	1	4	69	15	325
訪問	1,431	144	542	1,423	129	85	6,799	104	6	279	8	309	438	1,301	2,081	257	15,336
うち時間外対応	54	13	26	39	3	2	215	2	0	23	0	24	24	4	67	13	509
その他	219	50	169	676	54	0	1,241	50	0	470	6	273	110	1,926	106	984	6,334
うち時間外対応	8	1	4	22	0	0	25	0	0	16	1	9	2	19	5	67	179
①相談対応延べ件数	10,709	1,295	2,774	3,474	570	113	27,697	443	10	1,928	42	2,382	2,393	4,796	4,051	2,408	65,085
前年度比	4%	8%	18%	29%	17%	23%	0%	24%	-82%	-7%	-21%	-3%	-3%	21%	-5%	-20%	3%
1圏域あたり(件)	974	118	252	316	52	10	2,518	40	1	175	4	217	218	436	368	219	5,917
②うち時間外対応件数	478	82	117	88	20	2	1,048	5	0	77	1	89	75	54	145	133	2,414
前年度比	-1%	122%	10%	-19%	0%	-33%	-11%	-67%	-	-1%	-83%	-3%	-12%	38%	-10%	-42%	-9%
1圏域あたり(件)	43	7	11	8	2	0	95	0	0	7	0	8	7	5	13	12	219
③相談対応実人数	4,116	445	682	1,195	268	104	2,474	70	4	66	19	378	163	1,172	3,286	782	-
前年度比	10%	6%	7%	47%	16%	20%	-1%	-3%	-43%	-20%	-24%	-10%	7%	55%	-2%	-17%	-
1圏域あたり(人)	374	40	62	109	24	9	225	6	0	6	2	34	15	107	299	71	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	3	2	1	0	7
実人数	1	3	2	1	0	7

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	53,026 件	-12.0%	4,820.5 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	14 件	-12.5%	1.3 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	31,799	3,738

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	35 件	16.7%	3.2 件
	参加人数	466 人	22.0%	42.4 人
	(内訳)協議体開催数	6 件	-53.8%	0.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	24 件	-7.7%	2.2 件
	参加人数	77 人	-1.3%	7.0 人
自センター主催の会議等	開催数	124 件	12.7%	11.3 件
	参加人数	1,066 人	27.5%	96.9 人
小地域支え合い連絡会	開催数	75 件	41.5%	6.8 件
	参加人数	672 人	74.1%	61.1 人
行政等主催の会議等	開催数	504 件	31.6%	45.8 件
	参加職員数	624 人	31.1%	56.7 人
地域主催の会議等	開催数	654 件	45.0%	59.5 件
	参加職員数	848 人	47.5%	77.1 人
ケアマネ等研修会	開催数	47 件	67.9%	4.3 件
	参加人数	201 人	82.9%	18.3 人
介護リフレッシュ教室	開催数	43 件	7.5%	3.9 件
	参加人数	241 人	21.1%	21.9 人
運営推進会議	開催数	48 件	-22.6%	4.4 件
	参加職員数	52 人	-17.5%	4.7 人
研修	回数	280 件	50.5%	25.5 件
	受講職員数	377 人	46.1%	34.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	147 件	41.3%	13.4 件
	参加職員数	281 人	84.9%	25.5 人
他機関との連絡調整	件数	11,540 件	-11.0%	1049.1 件

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	01
センター名:	東灘区

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	7,152	911	1,740	1,283	306	6	19,105	262	3	1,110	27	1,536	1,735	1,414	612	1,031	38,233
うち時間外対応	273	53	66	22	11	0	782	1	0	27	0	49	48	27	4	38	1,401
来所	1,907	190	323	92	81	22	552	27	1	69	1	264	110	155	1,252	136	5,182
うち時間外対応	143	15	21	5	6	0	26	2	0	11	0	7	1	4	69	15	325
訪問	1,431	144	542	1,423	129	85	6,799	104	6	279	8	309	438	1,301	2,081	257	15,336
うち時間外対応	54	13	26	39	3	2	215	2	0	23	0	24	24	4	67	13	509
その他	219	50	169	676	54	0	1,241	50	0	470	6	273	110	1,926	106	984	6,334
うち時間外対応	8	1	4	22	0	0	25	0	0	16	1	9	2	19	5	67	179
合計	10,709	1,295	2,774	3,474	570	113	27,697	443	10	1,928	42	2,382	2,393	4,796	4,051	2,408	65,085
うち時間外対応	478	82	117	88	20	2	1,048	5	0	77	1	89	75	54	145	133	2,414
実人数	6,190	713	1,267	2,392	359	108	14,300	161	4	274	19	1,016	453	3,891	3,492	1,543	36,182
うち新規人数	4,116	445	682	1,195	268	104	2,474	70	4	66	19	378	163	1,172	3,286	782	15,224

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	3	2	1	0	7
実人数	1	3	2	1	0	7

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	5,231	対象人数	53,026
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	4,377	対象人数	36,699
緊急対応件数(事故対応等)	件数	14		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	693	20	673	174	11	7
簡易型	406	8	398	39	5	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	2,150	41	2,109	480	31	15
モニタリング	回数	31,799	サービス担当者会議	回数		3,738	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	35	参加人数	466
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	6		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	24	参加人数	77
自センター主催の会議等	会議数	124	参加人数	1,066
小地域支え合い連絡会	開催数	75	参加人数	672
行政等主催の会議等	会議数	504	参加職員数	624
地域主催の会議等	会議数	654	参加職員数	848
ケアマネ等研修会	開催数	47	参加人数	201
介護リフレッシュ教室	開催数	43	参加人数	241
運営推進会議	開催数	48	参加職員数	52
研修	回数	280	受講職員数	377
住民主体活動の後方支援	参加回数	147	参加職員数	281
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	11,540		
(内数)ケース検討会	開催数	475		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	01
センター名:	本山東部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,013	133	158	43	50	0	2,209	3	0	3	0	62	48	17	22	284	4,045
うち時間外対応	66	7	10	0	1	0	60	0	0	0	0	0	4	0	1	13	162
来所	199	49	64	0	15	0	39	1	0	0	0	12	0	12	114	18	523
うち時間外対応	11	4	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	7	1	33
訪問	174	28	53	40	21	0	448	4	0	3	1	11	19	27	159	29	1,017
うち時間外対応	3	0	2	3	0	0	11	0	0	0	0	0	1	0	0	2	22
その他	23	1	1	5	14	0	462	0	0	2	1	24	1	760	6	94	1,394
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7
合計	1,409	211	276	88	100	0	3,158	8	0	8	2	109	68	816	301	425	6,979
うち時間外対応	81	11	16	3	2	0	78	0	0	0	0	0	5	0	8	20	224
実人数	855	140	184	79	76	0	1,979	6	0	4	1	51	36	708	265	274	4,658
うち新規人数	435	97	121	51	50	0	312	4	0	2	1	15	13	237	249	159	1,746

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	175	対象人数	6,256
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	125	対象人数	3,203
緊急対応件数(事故対応等)	件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	54	2	52	11	0	1
簡易型	36	0	36	3	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	187	3	184	30	0	0
モニタリング	回数	2,825	サービス担当者会議	回数	352		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	80
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	8	参加人数	22
自センター主催の会議等	会議数	10	参加人数	117
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	67
行政等主催の会議等	会議数	47	参加職員数	49
地域主催の会議等	会議数	135	参加職員数	153
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	56
運営推進会議	開催数	3	参加職員数	3
研修	回数	26	受講職員数	40
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	963		
(内数)ケース検討会	開催数	2		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	02
センター名:	本庄あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	363	33	44	81	8	2	3,761	13	3	6	2	50	78	373	62	3	4,882
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
来所	160	7	11	3	6	2	32	0	1	0	0	1	15	59	140	2	439
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	114	22	42	263	5	4	2,200	13	4	16	0	34	119	623	237	4	3,700
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	6	0	0	0	245	0	0	1	0	0	1	222	5	0	480
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	637	62	103	347	19	8	6,238	26	8	23	2	85	213	1,277	444	9	9,501
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
実人数	441	26	80	259	13	6	4,460	15	2	6	2	52	76	1,116	384	9	6,947
うち新規人数	337	12	40	186	11	5	499	6	2	3	2	25	18	196	367	4	1,713

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	2	0	0	0	2
実人数	0	2	0	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	114	対象人数	1,534
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	114	対象人数	1,534
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	107	2	105	34	0	0
簡易型	40	1	39	0	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	361	4	357	94	0	1
モニタリング	回数	3,574	サービス担当者会議		回数		499

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	18
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	24	参加人数	194
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	26
行政等主催の会議等	会議数	42	参加職員数	59
地域主催の会議等	会議数	21	参加職員数	49
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	21
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	18
運営推進会議	開催数	2	参加職員数	2
研修	回数	30	受講職員数	46
住民主体活動の後方支援	参加回数	20	参加職員数	92
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	230		
(内数)ケース検討会	開催数	11		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	03
センター名:	本山南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	232	34	50	27	16	0	197	7	0	200	5	8	37	139	28	15	995
うち時間外対応	16	4	0	2	0	0	12	0	0	8	0	0	0	2	0	3	47
来所	268	24	41	12	14	3	105	6	0	27	1	6	6	25	177	28	743
うち時間外対応	41	5	7	1	4	0	4	0	0	8	0	0	1	0	20	11	102
訪問	52	9	29	96	9	4	80	3	0	50	0	5	15	121	146	17	636
うち時間外対応	6	0	0	10	0	0	9	0	0	8	0	0	2	0	9	3	47
その他	6	1	5	2	1	0	7	2	0	84	0	1	1	302	3	5	420
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8
合計	558	68	125	137	40	7	389	18	0	361	6	20	59	587	354	65	2,794
うち時間外対応	63	9	7	13	4	0	25	0	0	24	0	0	3	10	29	17	204
実人数	496	49	92	103	37	6	138	12	0	52	2	11	16	556	344	60	1,974
うち新規人数	393	38	50	51	33	6	63	5	0	10	2	8	3	197	336	38	1,233

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	63	対象人数	650
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	9	対象人数	109
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	50	2	48	10	0	0
簡易型	59	1	58	2	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	191	4	187	29	0	1
モニタリング	回数	2,910	サービス担当者会議		回数		371

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	22
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	61
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	61
行政等主催の会議等	会議数	37	参加職員数	42
地域主催の会議等	会議数	93	参加職員数	99
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	7
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	10	受講職員数	11
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	363		
(内数)ケース検討会	開催数	49		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	04
センター名:	本山西部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	357	13	53	27	16	0	529	75	0	0	0	85	113	82	0	0	1,350
うち時間外対応	16	2	6	0	2	0	34	0	0	0	0	3	12	4	0	0	79
来所	190	10	16	6	7	1	48	2	0	0	0	20	10	19	114	0	443
うち時間外対応	20	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	2	13	0	40
訪問	76	0	6	229	5	0	257	4	0	0	3	18	18	109	167	0	892
うち時間外対応	0	0	0	5	1	0	12	0	0	0	0	2	1	0	9	0	30
その他	5	0	18	64	5	0	14	5	0	0	0	16	9	182	25	0	343
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3
合計	628	23	93	326	33	1	848	86	0	0	3	139	150	392	306	0	3,028
うち時間外対応	36	2	7	6	3	0	48	0	0	0	0	6	13	8	23	0	152
実人数	379	18	59	280	27	1	477	18	0	0	3	76	41	243	301	0	1,923
うち新規人数	336	11	37	179	26	1	226	6	0	0	3	35	16	100	293	0	1,269

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	2	0	0	2
実人数	0	0	2	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	2,712	対象人数	7,110
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	2,644	対象人数	6,596
緊急対応件数(事故対応等)	件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	75	2	73	20	1	1
簡易型	12	0	12	4	2	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	161	5	156	39	9	0
モニタリング	回数	3,111	サービス担当者会議	回数	334		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	66
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	13
自センター主催の会議等	会議数	12	参加人数	119
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	38
行政等主催の会議等	会議数	49	参加職員数	53
地域主催の会議等	会議数	59	参加職員数	67
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	25
運営推進会議	開催数	2	参加職員数	2
研修	回数	36	受講職員数	36
住民主体活動の後方支援	参加回数	8	参加職員数	14
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,720		
(内数)ケース検討会	開催数	19		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	05
センター名:	魚崎北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	258	18	68	80	7	0	611	17	0	91	2	375	43	48	24	0	1,642
うち時間外対応	2	0	0	0	1	0	11	0	0	0	0	3	0	0	1	0	18
来所	101	4	9	1	9	0	19	2	0	0	0	91	5	2	82	0	325
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
訪問	75	11	74	141	14	12	203	13	0	33	1	20	24	38	145	1	805
うち時間外対応	0	0	1	1	0	0	3	0	0	2	0	1	0	0	1	0	9
その他	9	8	7	6	3	0	44	3	0	59	0	31	3	69	21	0	263
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	443	41	158	228	33	12	877	35	0	183	3	517	75	157	272	1	3,035
うち時間外対応	3	0	1	1	1	0	17	0	0	2	0	5	0	0	2	0	32
実人数	279	29	47	120	24	12	477	10	0	30	1	305	20	132	259	1	1,746
うち新規人数	187	18	28	52	23	12	96	4	0	8	1	68	13	58	243	1	812

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	600	対象人数	2,910
	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	452	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	36	1	35	12	2	0
簡易型	18	0	18	2	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	137	5	132	38	7	2
モニタリング	回数	2,171	サービス担当者会議		回数		201

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	51
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	16
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	11
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	30
行政等主催の会議等	会議数	47	参加職員数	62
地域主催の会議等	会議数	85	参加職員数	106
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	14
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	20
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	8
研修	回数	22	受講職員数	23
住民主体活動の後方支援	参加回数	12	参加職員数	22
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	799		
(内数)ケース検討会	開催数	29		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	06
センター名:	魚崎南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	542	92	188	423	8	0	125	29	0	333	2	162	115	293	25	42	2,379
うち時間外対応	6	0	6	5	0	0	4	0	0	1	0	4	1	0	0	3	30
来所	146	17	38	28	4	1	19	0	0	15	0	21	6	8	122	6	431
うち時間外対応	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
訪問	222	15	72	244	18	20	98	3	0	84	0	32	43	205	217	11	1,284
うち時間外対応	3	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	13
その他	53	16	56	62	2	0	17	10	0	99	0	66	16	197	7	8	609
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	963	140	354	757	32	21	259	42	0	531	2	281	180	703	371	67	4,703
うち時間外対応	13	2	9	5	0	0	5	0	0	1	0	4	3	0	3	3	48
実人数	599	80	139	344	19	21	167	15	0	63	1	108	24	519	363	52	2,514
うち新規人数	344	42	46	161	13	21	102	5	0	15	1	36	5	121	360	38	1,310

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	313	対象人数	4,020
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	168	対象人数	3,408
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	89	4	85	22	0	3
簡易型	32	2	30	8	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	228	5	223	79	0	4
モニタリング	回数	3,589	サービス担当者会議	回数	264		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	43
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	3		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	1
自センター主催の会議等	会議数	9	参加人数	240
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	99
行政等主催の会議等	会議数	54	参加職員数	85
地域主催の会議等	会議数	39	参加職員数	59
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	16
介護リフレッシュ教室	開催数	2	参加人数	8
運営推進会議	開催数	21	参加職員数	21
研修	回数	27	受講職員数	62
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,164		
(内数)ケース検討会	開催数	26		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	07
センター名:	住吉北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	789	36	168	32	22	1	162	28	0	17	1	31	81	134	0	42	1,544
うち時間外対応	42	1	3	0	0	0	4	1	0	0	0	1	1	5	0	0	58
来所	194	13	28	4	7	2	21	2	0	1	0	9	6	7	124	6	424
うち時間外対応	9	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	17
訪問	258	6	50	33	11	9	177	14	1	3	0	18	40	26	314	31	991
うち時間外対応	13	0	2	0	2	0	10	0	0	0	0	1	1	0	2	1	32
その他	60	1	17	1	0	0	6	12	0	14	1	45	23	77	3	29	289
うち時間外対応	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	0	0	16
合計	1,301	56	263	70	40	12	366	56	1	35	2	103	150	244	441	108	3,248
うち時間外対応	68	1	10	0	3	0	14	1	0	0	1	2	2	14	6	1	123
実人数	837	39	144	50	29	12	224	19	1	9	2	32	33	211	439	90	2,171
うち新規人数	546	32	93	48	26	12	132	10	1	5	2	11	12	57	431	77	1,495

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	102	対象人数	4,105
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	56	対象人数	2,933
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	83	4	79	19	4	1
簡易型	57	0	57	5	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	219	6	213	46	7	2
モニタリング	回数	3,403	サービス担当者会議		回数		424

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	29
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	29	参加人数	178
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	64
行政等主催の会議等	会議数	53	参加職員数	78
地域主催の会議等	会議数	104	参加職員数	160
ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数	16
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	18
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	62	受講職員数	77
住民主体活動の後方支援	参加回数	79	参加職員数	123
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,257		
(内数)ケース検討会	開催数	23		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	08
センター名:	住吉南部 あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	360	286	224	149	54	2	4,150	69	0	41	11	86	115	59	140	427	6,173
うち時間外対応	21	18	17	9	1	0	111	0	0	2	0	3	1	0	1	13	197
来所	73	34	33	26	8	10	127	5	0	6	0	16	14	4	105	45	506
うち時間外対応	7	2	2	0	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	9	2	29
訪問	76	17	77	232	15	16	1,281	40	1	15	2	7	30	6	157	93	2,065
うち時間外対応	3	0	3	10	0	0	9	1	0	0	0	0	1	0	4	2	33
その他	17	10	22	530	26	0	246	16	0	61	4	28	42	26	19	94	1,141
うち時間外対応	1	0	1	22	0	0	10	0	0	2	0	5	0	1	2	1	45
合計	526	347	356	937	103	28	5,804	130	1	123	17	137	201	95	421	659	9,885
うち時間外対応	32	20	23	41	1	0	135	2	0	5	0	8	2	1	16	18	304
実人数	334	163	143	859	50	27	2,346	43	1	20	5	86	43	91	317	322	4,850
うち新規人数	261	91	71	303	23	26	398	13	1	4	5	51	18	47	260	223	1,795

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	455	対象人数	6,417
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	305	対象人数	1,864
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	40	0	40	11	4	1
簡易型	55	0	55	11	3	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	183	4	179	42	5	3
モニタリング	回数	2,401	サービス担当者会議	回数	397		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	4	参加人数	29
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	19	参加人数	51
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	82
行政等主催の会議等	会議数	60	参加職員数	62
地域主催の会議等	会議数	24	参加職員数	42
ケアマネ等研修会	開催数	10	参加人数	62
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	13
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	16	受講職員数	17
住民主体活動の後方支援	参加回数	11	参加職員数	11
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	889		
(内数)ケース検討会	開催数	38		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	09
センター名:	御影北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	640	136	278	30	47	0	2,929	13	0	101	0	199	32	206	13	75	4,699
うち時間外対応	69	18	20	3	6	0	419	0	0	11	0	22	2	15	0	5	590
来所	89	15	33	3	5	1	63	5	0	9	0	25	7	10	56	0	321
うち時間外対応	8	3	4	2	0	0	10	1	0	2	0	0	0	0	6	0	36
訪問	151	33	95	36	12	9	1,067	6	0	34	0	48	12	48	191	12	1,754
うち時間外対応	23	11	14	9	0	1	145	1	0	11	0	14	8	4	30	4	275
その他	33	13	36	5	2	0	120	1	0	101	0	30	4	86	15	724	1,170
うち時間外対応	1	1	0	0	0	0	9	0	0	14	0	3	1	0	2	62	93
合計	913	197	442	74	66	10	4,179	25	0	245	0	302	55	350	275	811	7,944
うち時間外対応	101	33	38	14	6	1	583	2	0	38	0	39	11	19	38	71	994
実人数	593	112	217	55	46	10	1,639	15	0	35	0	186	39	175	268	578	3,968
うち新規人数	389	68	109	38	37	10	249	10	0	6	0	90	20	110	253	145	1,534

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	1	0	1
実人数	0	0	0	1	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	48	対象人数	1,716
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	40	対象人数	1,584
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	51	0	51	9	0	0
簡易型	42	3	39	1	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	158	2	156	35	1	0
モニタリング	回数	2,535	サービス担当者会議	回数	317		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	52
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	10
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	73
行政等主催の会議等	会議数	53	参加職員数	61
地域主催の会議等	会議数	35	参加職員数	50
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	34
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	22	受講職員数	30
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	5
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,404		
(内数)ケース検討会	開催数	220		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	10
センター名:	御影南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	2,255	118	487	385	70	0	4,363	8	0	270	4	189	922	49	293	115	9,528
うち時間外対応	10	1	1	3	0	0	122	0	0	1	0	0	23	0	1	0	162
来所	152	3	31	6	5	1	62	0	0	0	0	14	30	0	71	12	387
うち時間外対応	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
訪問	179	3	41	102	13	0	865	3	0	15	1	4	100	64	160	44	1,594
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	10	0	0	1	0	0	5	0	0	0	18
その他	1	0	0	1	0	0	75	1	0	2	0	0	1	1	0	27	109
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2,587	124	559	494	88	1	5,365	12	0	287	5	207	1,053	114	524	198	11,618
うち時間外対応	14	1	2	3	0	0	133	0	0	2	0	0	28	0	1	0	184
実人数	682	33	118	229	27	1	2,262	3	0	23	2	38	109	83	224	113	3,947
うち新規人数	323	15	54	114	17	1	329	2	0	6	2	15	41	13	205	72	1,209

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	130	対象人数	6,147
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	128	対象人数	5,754
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	56	0	56	25	0	0
簡易型	21	0	21	2	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	146	1	145	43	1	1
モニタリング	回数	1,993	サービス担当者会議	回数	275		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	33
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	16
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	85
行政等主催の会議等	会議数	19	参加職員数	22
地域主催の会議等	会議数	21	参加職員数	21
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	17
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	15	受講職員数	19
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	136		
(内数)ケース検討会	開催数	5		

「令和4年6月29日現在」

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	11
センター名:	六甲アイランドあんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	343	12	22	6	8	1	69	0	0	48	0	289	151	14	5	28	996
うち時間外対応	24	2	3	0	0	0	5	0	0	4	0	13	4	1	0	1	57
来所	335	14	19	3	1	1	17	4	0	11	0	49	11	9	147	19	640
うち時間外対応	40	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	9	1	58
訪問	54	0	3	7	6	11	123	1	0	26	0	112	18	34	188	15	598
うち時間外対応	1	0	1	0	0	1	5	0	0	1	0	6	3	0	10	1	29
その他	12	0	1	0	1	0	5	0	0	47	0	32	9	4	2	3	116
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
合計	744	26	45	16	16	13	214	5	0	132	0	482	189	61	342	65	2,350
うち時間外対応	66	3	4	1	0	1	10	0	0	5	0	25	8	2	19	3	147
実人数	695	24	44	14	11	12	131	5	0	32	0	71	16	57	328	44	1,484
うち新規人数	565	21	33	12	9	10	68	5	0	7	0	24	4	36	289	25	1,108

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	519	対象人数	12,161
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	336	対象人数	7,858
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	52	3	49	1	0	0
簡易型	34	1	33	1	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	179	2	177	5	1	1
モニタリング	回数	3,287	サービス担当者会議	回数	304		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	43
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	69
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	47
行政等主催の会議等	会議数	43	参加職員数	51
地域主催の会議等	会議数	38	参加職員数	42
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	14
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	25
運営推進会議	開催数	16	参加職員数	16
研修	回数	14	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	12	参加職員数	13
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	615		
(内数)ケース検討会	開催数	53		

「令和4年6月29日現在」

令和3年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況

1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催回数：1回/月

参加者：各あんしんすこやかセンターより1～2名、区保健福祉課、区社協など

内容：区・区社協・各あんしんすこやかセンター職種代表からの連絡、情報提供、報告、認知症関連情報交換（認知症（疑い）の方に関する地域との連携報告など）、地域ケア会議の報告など

2. あんしんすこやかセンター職種別連絡会

開催回数：職種ごとに1回/2か月

参加者：各あんしんすこやかセンター、区保健福祉課、区社協、医療・介護サポートセンターなど

① 保健師・看護師連絡会

内容：認知症初期集中支援チームの対応共有、新型コロナウイルス感染症の情報共有、関係機関との連携（医療・介護サポートセンターなど）、その他情報交換など

② 社会福祉士連絡会

内容：高齢者虐待対応状況、消費者被害状況、成年後見制度利用についての相談、その他情報交換など

③ 主任ケアマネジャー連絡会

内容：地域包括ケア関連研修の企画・開催（*）、情報交換など

④ 地域支え合い推進員連絡会

内容：コロナ禍におけるつどいの場の再開に向けた支援の情報共有、高齢者の見守りについての情報共有、その他情報交換など

* 地域包括ケア関連研修

認知症高齢者支援の研修会（KOBE みまもりヘルパー事業の制度理解と神戸モデルの現状）、医療と介護の連携について（病院と在宅、お互いの立場に立ったより良い退院支援を考える）、口腔ケア研修（コロナ禍の感染症予防対策～正しい口腔ケア知識を学びましょう～）、障害者の理解を深める研修（障害者の就労について）

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 01

あんしんすこやかセンター名： 本山東部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

平日9時から17時までと土曜日の9時から12時までのセンター職員による総合相談業務を行う。それ以外の時間、夜間や日祝日等の対応は、宮地病院総務課守衛室に電話が転送されるようになっている。緊急の場合には、守衛室から管理者に連絡が入り、必要であれば各職員の仕事専用の携帯電話に連絡をとる体制となっている。

2. 職員の配置について

社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、看護師（介護支援専門員資格あり）1名、地域支え合い推進員（社会福祉士、介護支援専門員資格あり）1名、そして介護予防プランナー1名、加配にて介護支援専門員2名を配置していく。

3. 総合相談支援業務について

総合支援業務を専門職として適切に対応できるように、面談技術や介護、医療の知識の向上を目指し、積極的に外部研修会、法人内での勉強会に参加していく。センター内では、毎朝ミーティングを行いしっかりと情報共有、各専門職からの意見、指導を行い、個々のスキルアップができるよう行っていく。また、地域の社会資源の情報を日頃から各々がセンター職員である自覚を持ち、常にアンテナをはり収集し、地域住民、圏域の介護支援専門員に情報提供ができるよう努めていく。さらに、地域に多く出ていき、センターを知ってもらい、顔の見える関係になることで安心して相談していただけるよう取り組んでいく。

4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に、地域住民が悪徳商法や詐欺等の被害に合わないよう、圏域内の事業所や地域行事に顔を出し注意喚起を行っていく。区健康福祉課や警察、その他関係機関と連携を取り情報共有を行っていく。成年後見制度についても行事等で随時広報していき、必要時はしっかりと対応行う。

虐待に関しては、まずはマニュアルを読み込み、区健康福祉課や警察等との連携を密にし、慎重に対応をしていく。虐待を未然に防ぐことや、早期発見のためにもケアマネやサービス事業者との勉強会を行い、そして地域住民に対しても啓発活動を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため地域における連携、協働の体制

作りや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行っていきます。地域住民や多職種とネットワークの構築に向けて、地域ケア会議の必要性や意義を理解してもらうよう積極的にアプローチしていき、今後も継続して地域ケア会議を開催していきます。

前年度より立ち上がった『本山東部防災ネットワーク』、地域の防災力強化となるように今年度も積極的に活動をしていきます。

地域の介護支援専門員には、インフォーマルサービス等の社会資源も広く視野に入れ継続的なサービスができるように支援していく等、情報共有、情報交換等、定期的に研修会や連絡会を開催していきます。困難ケース等に関しては、主任ケアマネジャーが相談に乗り、一緒に関わり支援を行っていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防サービスや地域のインフォーマルサービスに繋げる事で要介護状態を防ぎ、生き生きとした自立した生活を送ってもらえるよう支援していきます。介護予防の重要性を理解していただけるよう啓発活動を行い、地域資源を増やせるよう育成等を行っていきます。

今年度も老々、独居世帯に年数回、センター広報紙とフレイル予防チラシをポステイングして啓発活動を行っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民での見守り合い、支え合えるコミュニティづくりを支援するため、引き続き地域ケア会議等を開催していく。立ち上がった集い場、そして団体等が、このコロナによりなかなか集会等開催できず、繋がりが薄くなってきている。そういったところに積極的に関り、地域で支え合えるような仕組みができるよう、支援を行っていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット『みのりの会』を引き続き行う。認知症の方、そして介護者に寄り添い少しでも課題解決ができるよう取り組んでいく。この会より立ち上がった、だれもが集える2つの集い場は、引き続き後方支援を行っていき、地域住民に広めていく。

今年度も勉強会、『高齢者声掛け訓練』『認知症ライフサポート研修』等を開催し、さらに認知症の理解を深めていきたい。

初期集中支援オレンジチームや認知症疾患センター等との連携を図りながら、適切に対応をおこなっていききたい。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員やボランティアの方たちと一緒に地域の要援護者や高齢者の支援を行いながら、区社会福祉協議会と連携を図り、地域住民と共に住みよい町づくりに尽力していきたい。民生委員との小地域連絡会や毎月ある各給食会に参加し、地域の高齢者の情報共有を図る。夏の見守り調査時に民生委員が困った際は一緒に動き、補足調査時にも連携を行うことで困っている高齢者の早期発見を行っていく。地域ケア会議や介護リフレッシュ、そしてイベント等、積極的に声掛けを行い、前年度同様、参加していただき情報共有を行っていく。またふれまち会議への参加や、地域行事に参加し、婦人会・自治会・有識者との連携も密に行っていく。

10. 医療機関との連携について

地域のネットワーク構築のためにも利用者の主治医、そして医療機関との連携がますます重要に

なってくる。そのため東灘区の医師会の勉強会や講演会等他種職連携の場に積極的に参加し、各職員の知識も増やしつつ医療と在宅がスムーズに連携できる様努めていく。また、地域ケア会議・認知症サポートネットに参加して頂けるよう普段から顔つなぎを徹底し、医療介護サポートセンターの協力も得ながら、連携がもっと図れるよう取り組んでいく。また当法人で行っているお結びの会や KIZUNA の会等でも医療機関との連携を図っていく。

1 1. その他関係機関との連携について

東灘区サポートネット構築事業において、地域の核となる住民、警察、学校、店舗等と協力していく。前年度においても、ふれまち会議には必ず出席し、情報共有、協力できることは行ってきた。引き続き、今年度もできるだけ協力していきたいと思っている。

警察からは連絡があれば、早急に対応し動くようにしている。日頃から地域交番、銀行、郵便局等には、訪問するようにしており、顔の見える関係をつくるようにしている。

地域住民、地域団体、サービス事業所、と連携が取れるように地域ケア会議を開催していく。区あんしんすこやか係との連携を密に行いながら何事も迅速かつ丁寧に活動していく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、適正な介護予防ケアマネジメントの確保、適正な情報提供に基づいたうえで、利用者や住民の意向を尊重し、利用者本意の生活ができるようにアセスメントを行う。

ケアマネ支援を行う際にも利用者と業者の間で適切なアドバイスが行えるようにする。解決困難な事例、圏域を越える事例等、センター間の連携、協力を図り解決に向けて取り組む。

また、利用者や家族の希望があれば適宜情報を公開し、ケアプランの作成やサービス提供に関わる苦情には相談窓口を設置し常に中立公正な立場を確保する。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：02

あんしんすこやかセンター名：本庄あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者の生活課題に対応できるようにセンター職員の配置を行い、行政機関・関係機関・地域団体と連携し、課題の解決に取り組みます。

土・日・夜間対応についてセンター職員は24時間連絡対応できるように行います。

2. 職員の配置について

地域包括支援センターの専門職を配置し、個々の高齢者や地域の課題に取り組めるように行います。また課題の多い高齢者に対して2名で相談対応を行い課題の解決に努めていきます。

担当者不在時に担当者以外の職員が対応できるよう週1回の頻度で職員間のミーティングを行い、担当者不在であっても別の職員が対応できるようにします。

コロナ感染拡大防止の為、1日3回の検温・常時マスク使用・帰社時の手洗い・消毒・事務所の換気等を行い、感染防止に努めます。

3. 総合相談支援業務について

介護相談だけでなく、今後起こりうる不安や悩みに対して、適切な相談支援が行えるよう情報提供や関係機関につながるよう取り組む。そのため、普段から地域で活躍する、住民・住民団体・地域団体、また専門機関等とも連携を深めていく。

4. 権利擁護業務について

虐待対応について、通報があった際には東灘区役所へすぐに報告し対応を行う。また虐待防止の理解を地域住民に伝わるよう広報活動を行い、虐待防止の理解のための啓蒙活動に取り組みます。

高齢者の財産・権利等を守るため、成年後見人制度・消費者被害防止等のための広報啓発活動を地域住民・地域団体・ケアマネジャー等に行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域で活動する、地域住民・民生委員・医療機関・ケアマネジャー等から相談に対して情報提供を行う。解決が困難、複雑なケース等は個別会議や地域ケア会議をして継続的なケアマネジメントを行えるようにします。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の皆様がご自宅を中心に生活できるように、さまざまな機関と連携し一人一人に必要なサービスを吟味し迅速に提供できるよう努めます。身体的な支援だけでなく精神的にも充実した生活が送れるように情報提供を行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

誰もが安心して暮らし続けることのできる地域となるように、様々な地域課題を関係機関と地域の皆様と共に解決できるネットワークづくりに向けて活動を行います。フレイル予防では、ラジオ体操やウォーキング、映画会等の地域行事を開催します。

8. 認知症に関する取り組みについて

早い時期から地域のみなさまが集いの場に参加し交流を持つことで精神的に充実し、今後起こりうる認知症の発症を遅らせ、また認知症になっても充実した日常生活が住み慣れた地域でできるように、地域の皆様が参加しやすい集いの事業を行って参ります。

9. 民生委員等地域との連携について

小地域支え合い連絡会を定期的開催、高齢者の見守り活動を通じて信頼関係を築ける取り組みを行う。また地域の行事等にも参加し、連携しやすい関係づくりに努め、高齢者にとって住みよいまちづくりを目指します。

10. 医療機関との連携について

入退院を繰り返しておられる高齢者等の身体状態等を主治医、看護師、理学療法士等、専門的な多職種と連携を取ります。また、対面のカンファレンスが難しい際はオンラインを使用しての情報交換等を行っていきます。

入退院連携シートを活用し、在宅で安心して生活ができるように関係機関と連携をとっていきます。

医療依存度の高い高齢者について、医療介護サポートセンターと連携し、在宅医療を利用し、自宅での生活が行えるようにしていきます。

11. その他関係機関との連携について

地域で活動されている地域福祉団体（防災福祉コミュニティ・老人会・ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・民生委員）と連携し、同時に他機関（障害者支援センター・警察署・消防署・見守り協定事業所・住宅局）等とも連携し、共に助け合える街づくりを行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンター運営方針・設置趣旨を理解し、常に公正中立な立場で業務が行うよう、業務のスキルアップのため職員研修に参加し、チームアプローチが行えるよう職員間の情報共有を行い、地域住民・団体と連携し公正中立な活動を行っていきます。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 03

あんしんすこやかセンター名： 本山南部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センター職員全員で昨年度の評価をもとに、事業計画や地域活動計画を策定し、具体的な年間計画に沿った活動をおこないます。また、毎週のミーティングや連絡会において、進捗を確認しながらマネジメントにおける計画達成を目指します。

年間を通して地域住民からの相談に対応できるよう体制を作り、緊急時においてもマニュアルに沿って適切な対応をおこないます。

2. 職員の配置について

センター四職種が市の必須研修や外部研修を通して、個々のスキルアップに努めるとともに、復講など内部での共有をおこなうことで全体のレベルアップにつなげます。

また、ICTの活用など業務の効率化、スリム化を意識し、職員全員で業務改善に取り組みます。

3. 総合相談支援業務について

継続的に支援が必要な対象者へ適切な対応がおこなえるように、センター内で仕組みを作り職員間で情報共有しながら、常にチームアプローチを意識した業務遂行をおこないます。

また、地域活動計画をもとに、特に取り組みに力を入れる地域に対し、積極的に向き、広報活動を継続しておこなうことでセンターの認知度を上げ、良好な関係作りに努めます。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待等の支援困難ケースについては、センター職員が平均的に対応することを意識し、センター内で協議を重ね、区や関係機関と連携しながら適切な対応をおこないます。

また、地域の給食会や連絡会に積極的に向き、幅広く啓発活動をおこなうことで、地域住民の権利擁護に関する意識を高めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

ケアマネジャーからの相談に対し、必要な資源や制度の情報提供をおこないながら、ケアマネジャー自身のスキルアップにつながる支援を意識し、スーパーバイズによる相談援助をおこなうよう努めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナ禍におけるフレイル予防の重要性を理解し、地域に対して既存のネットワークを活用しながら積極的な啓発に努めます。

また、介護予防ケアマネジメント業務において、職員全員のレベルアップを目標に、市巡回派遣員の指導の共有をおこない、センター内で継続した勉強会を実施します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域診断をもとに、つどい場など地域住民同士がつながる機会が少ない地域に対し、事業の活用等による催しの開催や新たなつどい場の立ち上げに関する後方支援をおこない、住民相互の支え合いとなる土台作りにつなげます。

また、既存の住民主体活動グループに対しても、継続的に実態把握をおこない、活動継続の支援をおこないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

地域や関係機関と連携し、早期に取り組みが必要な対象者の把握に努めるとともに、神戸モデルの案内やフレイル予防に関する啓発をおこないます。

また、必要に応じて認知症疾患医療センターやオレンジチームとの連携により、適切な治療や制度につながり、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援をおこないます。

9. 民生委員等地域との連携について

日常の見守り活動、つどい場活動や連絡会に参加して、民生委員や友愛訪問ボランティアからコロナ禍等の影響により潜在的に支援が必要となるおそれがある対象者について情報収集し、センターの広報等によるアウトリーチをおこないます。

10. 医療機関との連携について

個別ケース支援において、入退院を含めて適時適切に医療機関と情報共有や課題検討をおこない、より良い連携がはかれるように努めます。

また、地域ケア会議の開催を通して、地域課題について検討する機会を作り、地域力向上のため協力して取り組みます。

11. その他関係機関との連携について

8050問題やこども・若者ケアラー等、個別ケースにおける世帯支援の意識を高く持ち、必要に応じて専門機関と連携がはかれるように日頃から理解を深めます。

また、対象の関係機関と支援の方向性の確認や役割の明確化等をおこない、チームでより良い連携がはかれるように努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員が適正な業務が遂行できるように、常に市のマニュアルが確認できる環境をICTの推進とともに整備します。また、今後も必要に応じて区や市への報告・相談を適切におこないながら業務を遂行します。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：04 _____

あんしんすこやかセンター名：本山西部あんしんすこやかセンター _____

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続出来るように、高齢者を中心に地域住民や他職種が連携し、社会全体で支える地域作りを目指します。

そのため、本山西部あんしんすこやかセンターの運営方針や計画・目標を明確にし、全職員での共有化を図り、進捗状況を随時確認しあいながら、コミュニケーション力を高め、センター業務を計画的に遂行します。

個人情報保護法を遵守し、公正中立で適切な支援を行います。

圏域外にある事業所なのでフットワーク軽く、地域へ出向いての相談会を行います。

祝祭日や土曜日の開所、電話転送による24時間対応の運営体制を確保します。

4職種で午前・午後の当番を決め、常に電話や受付対応をします。

2. 職員の配置について

看護師1名 保健師1名（加配） 社会福祉士1名 主任介護支援専門員1名 地域
支え合い推進員1名 プランナー2名 事務職員（パートを月～金配置）

すべての職員がセンターの役割及び業務全体を理解するように情報共有を密にし、お互いに連携・協力しながらチーム作りをしていきます。

3. 総合相談支援業務について

昨年度に引き続き、地域である行事に積極的に出向き、高齢者や担い手などから情報収集を行います。R3、4月から圏域変更で田中町3,4,5丁目が圏域に追加されたので利用者・地域の人や担い手と連携を取り、信頼関係の構築を図ります。相談記録を有効活用して課題分析をしていき、センター内で情報共有を密にしていきます。エリア内で行事の終了後に出張介護相談会を随時していきます。

更に職員の専門知識やスキルアップ出来るように研修の参加体制を整えます。

4. 権利擁護業務について

権利擁護全般（成年後見制度・虐待・消費者被害など）地域のつどい場や行事で広報・啓発を継続します。随時チラシを配布します。今年度はコロナ収束したら講義形式で情報提供し、理解を深める話が出るように努力していきます。また事業所連絡会でも広報出来るように企画します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民や困難ケースなど地域の事業所の声を反映し、地域ケア会議などを開催して地域

の医療機関や関係機関との連携を図っていきます。

圏域の事業者とも連携を図り、支援困難ケースを必要に応じ、同行訪問し、サポート的な支援をしていきます。

地域の特色を生かし、事業者とも顔の見える関係性を構築し、ネットワークの強化を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナに負けないフレイル予防支援の普及啓発に重点を置きます。

今年度、田中町 3,4,5 丁目を含め、西岡本を中心に地域ケア会議での継続課題である本山西地域福祉センターの認知度向上のためフレイル予防の企画をふれまち協議会と共催でします。「カメの散歩」や2カ月に1回ある「健康クラブひまわり」は継続します。

予防給付のマネジメント業務については適切なアセスメントをして利用者とともに目標を描き、自立した生活ができるようにマネジメントの強化を図ります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りや支援が必要な高齢者だけでなく、元気な高齢者にとっても住み慣れた地域で孤立することなく、地域住民の居場所や活動の場作りを地域に積極的に出向き、一緒に考えていきます。

② 地域ケア会議の充実を図る。

② 地域で開催される行事、給食会、地域拠点型デイサービスなどに職員が交代で参加し、高齢者が安心して生活できる情報を発信します

③ 地域団体が主催する 3 回目のふれあいフェスティバル（去年はコロナで中止）を一緒に考えていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年度に引き続き認知症にやさしいまち「神戸モデル」の啓発・広報に努めます。

認知症への正しい理解と知識を深められる企画を考えていきます。バラ公園ネットワークは継続していき、今年度は認知症サポーター養成講座研修の実施をします。

初期集中支援チームとも引き続き連携をしていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアなどとの連携を図り、相談を受けたケースに対しては迅速に対応し、情報共有を図っていきます。また地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係をつくることで気軽に相談出来るようにしていきます。

10. 医療機関との連携について

日頃より地域の医療機関や病院連携室などとの連携を密にとり、在宅高齢者の介護・医療支援が円滑に行える体制作りに努めていきます。医療介護サポートセンターや薬局との連携の強化に努めます。特に薬剤師（薬局）とは事業者連絡会にもお誘いし、連携を深めていきます。

個別ケースを通してかかりつけ医と連携を深めます。

1 1. その他関係機関との連携について

圏域内の居宅介護支援事業所や介護事業者などと連絡会などで信頼関係を構築し、連携を深めていきます。

近隣住民・民生委員・老人会・婦人会・ふれあいまちづくり協議会・ボランティア・区役所まちづくり課・社協・警察・障害福祉センター・NPO 法人などとの連携の強化を図り、更に担い手の発掘をしながら関係作りも構築していきます。

1 2. 公正かつ中立的な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターの運営方針やマニュアルの理解を深めるとともに、日常業務の中で徹底を図り、コンプライアンスを徹底した運営を進めます。

高齢者に提供するサービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、利用者の意思決定を尊重します。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：05 _____

あんしんすこやかセンター名：魚崎北部あんしんすこやかセンター _____

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

17年目を迎える地域包括の目指す重点目標計画は

- ① 認知症サポートネット「お魚の会」兼「地域ケア会議」で、認知症の人を対応している地域の人やお店の人、どう接したらよいか、地域で支える仕組みはできないか等、甲南商店街の人と一緒に考える。声掛け訓練の実施を目指す。
 - ② 開催場所や広報場所や方法を検討し、フレイル対策を含めた介護予防普及啓発事業の推進。
 - ③ 地域包括ケアシステム構築の為、個別事例の地域ケア会議の推進。
 - ④ 単身高齢者・老々世帯の見守り、閉じこもりを防ぎ地域に出かけていけるよう、地域支え合い事業の推進。魚崎北町の高齢化率の高い地区の公園でラジオ体操を実施する。
北青木地域の人の要望や担い手等の情報をリサーチし、北青木の高齢化率の高いマンション近くの公園でラジオ体操及び出張相談会の実施を目指す。
 - ⑤ 高齢者への虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用等の権利擁護支援への早期対応。
- 以上5点である。

支援体制は、休日・夜間帯も緊急連絡が入れば、すぐに職員の電話につながり、対応できるよう連絡体制をとっていく。虐待、困難事例、緊急事例については区役所と連携して対応していく。

令和4年度も「挨拶を徹底し、個人情報には注意しながら連携を図り、迅速にかつ素早く対応できるチームワークの良い明るいセンター」をモットーとする。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置。センター職員は、令和3年8月より職員異動なく、虐待ケースや困難ケースも連携良く支え合い対応できた。令和4年度も引き続いてセンター内連携をとりながら迅速に動けるセンターを目指す。内部の会議や研修を行い、外部研修等を受け、お互い成長し、センター内で情報を共有し、一緒に対応を検討し連携をとりながら、業務にあたっていく。給付管理の1人30件制限もあり、令和元年度より介護予防専任者（プランナー）を非常勤2名配置し、職員変更なく勤めている。

4職種とも、センター業務に力を入れられる体制である。

3. 総合相談支援業務について

地域行事、認知症サポートネット「お魚の会」、介護予防教室「元気いきいき講座」、地域のつどい場等はもとより、地域とつながりの希薄な人にも、高齢者の相談窓口としてセンターがある事や介護保険や神戸市の施策、インフォーマルな支援についても情報を提供できるように、商店、

マンション、病院、薬局、銀行、郵便局など広報場所を増やした。昨年度は高齢化率の高い地域やマンションを重点的に広報をした。今年度はもう少し広汎に広報を実施する。広報場所、頻度、ツール、内容など計画を立て、定期的に有効な広報をしていく。情報の届きにくかった高齢者やその家族が、問題を抱え込まずに相談できるように地域に広める。

センターの目標や圏域内のつどい場紹介を掲載したセンター紹介チラシを地域で配布、掲示、設置をして、相談窓口やつどい場を知って頂き活用して頂く。

相談対応は、担当者一人ではなくセンター職員全員で共有し、それぞれの専門性を生かし、検討し対応する。特に虐待や困難事例等は、センター職員全員で共有検討し、複数で対応する。

4. 権利擁護業務について

権利擁護とは個人の生活・権利をその人の立場に立って代弁し主張すること、本人としっかり向き合い、意思を受け止め、本人が主体的に生きる力を取り戻すための支援をすることであると捉える。

権利擁護が必要なケースの中には、客観的には支援が必要だと判断される場合であっても、本人がその必要性を感じていないケースが多く含まれる。また、虐待等やそれに準ずる困難ケースを見る限り、家族が必ずしも本人を代弁するとは限らないことから、本人の状態状況をチームで見極め、適切なタイミングで支援に繋げることを重視したい。最もポピュラーな制度として、成年後見制度があるが、補助、保佐相当の制度活用も積極的に行なっていく。後見申し立てをするにあたっては必ず4職種で検討してから、アプローチを行うこととする。

センター職員が研鑽を積み、権利擁護に関連する制度の理解を深めることも重要である。司法専門職との協働を積みながら、制度の使い方について司法専門職から学び、必要とあれば研修に参加する。周知すべき情報があれば、その情報をセンター内で共有する。また、事業所連絡会等を通じ、つながりのある事業所や支援者にも情報提供していく。さらに、地域住民に対して、権利擁護相談の窓口の案内の他、制度利用に係る誤解（経済的に貧しいと利用が出来ない等）を解くような情報提供を行う。高齢者虐待については、地域住民の方にできる虐待防止について広報する。東灘区の社会福祉士情報交換会で昨年引き続き、虐待防止パンフレットの作成作業を行い、今年度完成させる。養護者、地域に配布しやすい内容になる予定であるので、完成次第、各方面に配布、説明していく。（配布自体は来年度になる可能性有。）

消費者被害については身近な情報や起こりうる特殊詐欺の情報をチラシ作成等で分かりやすく広報していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今年度も、地域包括ケアシステム構築の為、「地域ケア会議」を開催していく予定である。

- ・第1回目 「認知症や高齢者の地域商店の困りごと検討」お魚の会合同開催7月
- ・第2回目 甲南商店街で、認知症高齢者の声掛け訓練。お魚の会合同開催10月
- ・第3回目 事例検討会開催 1月

その他、小地域ケア会議は、必要時その都度開催していく。

一人ひとりの高齢者が安心して地域で暮らし続ける為に必要な資源、支援を広く集め、生活を統合的に支えていき、高齢者の心身や生活環境などの変化に応じて適切な支援を行っていく。その為に必要なのは、関係機関への支援、特にケアマネジャーに対する個別支援であり、相談者であるケアマネジャーの主訴や求めている支援、実施した支援など、関係機関やケアマネジャーの意

見を聞き、ケアマネジメントリーダー的な業務を推進する。「決して一人で悩んだりしない」ことを伝え、皆で困難事例等を共有するように支援していく。地域包括ケアに向けて、ケアマネジャー支援とネットワークを構築していく為に、ケアマネや事業者向けの連絡会や研修等を開催する。コロナ禍の為 WEB 会議も視野に入れていく。

・事業者連絡会

精神障害 8月

※8050 問題やヤングケアラー問題など研修を行っていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

1人ひとりの高齢者の心身の状態、家族状況、生活環境、経済状況、生活歴等広くアセスメントして、必要な支援を検討し、適切な支援を提供する。

要支援者や事業対象者には介護保険サービスだけでなく、フレイル改善通所サービスの案内、フレイル予防対象者には必要な支援を検討し、地域拠点型一般介護予防事業や地域の居場所などの紹介やフレイル予防の情報など、適切な支援を提供する。また、利用者様の状態により積極的にリハビリ専門職との同行訪問によるアセスメントを活用し、より正確なアセスメントとニーズ把握に努める。

「元氣いきいき講座」を年1回実施する。6月にフレイル予防支援事業であるシンコースポーツによる「フレイル対策健康セミナー」を「元氣いきいき講座」として、高齢化率の高い魚崎北町にある横屋会館で実施予定である。

北青木、魚崎北町の高齢化率の高い地域の公園でラジオ体操の定期的開催を模索する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

ご利用者様、地域住民、地域役員、マンション管理人、地域産業（商店、スーパー、銀行郵便局等）医療（病院、薬局等）介護事業所から情報提供やご相談頂ける窓口として認識して頂くよう、定期的に広報の配布や説明などを実施し、顔の見える関係作りを継続する。特に、甲南本通商店街振興組合への広報や北青木の地域役員やマンション管理人など重点的に取組む。甲南地区での広報場所ない状況あり、顔の見える関係づくりとして商店街の空き店舗前での相談会やフレイル予防啓発会を検討している。

コロナ禍での居場所の実施に各グループは大変苦勞されている。コロナ禍でもできることを一緒に考えて、取り組んでいけるように話し合いを重ねながら後方支援する。

地域住民、地域役員、地域産業、つどいばなどからの情報や暫定訪問より地域住民の困りごとを発掘する。また、信頼されるように、日頃から住民とのコミュニケーションと笑顔を大切に取組んでいきたい。

今年度、立ち上げ支援を行うグループや活動はないが、新たなグループの立ち上げ支援が必要な場合に備えて、助成金の説明、後方支援などができるように準備を行い、頼れるセンターの存在をアピールしていきたい。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット「お魚の会」は11年目を迎え、センターに認知症に関する相談や地域からの情報が増えている。今後もご本人様やご家族様や地域の支援者の不安や負担が軽減するよ

うサポートをしていく。認知症ケアパス、神戸モデルの認知症診断、賠償責任保険、GPS 駆け付けサービス、安心登録制度、KOBE 見守りヘルパーなど情報提供する。

地域診断より、認知症発症後も自宅で生活したい人は多いが、認知症の人が地域活動に参加した方が良いという意識の方が少ないことが分かった。認知症の知識や認知症の人にやさしいまちづくりの意識を高めるように、周知に努める。

令和 3 年度は、認知症に関わる民生委員やボランティアの人の困りごとを、ゴミ出しの寸劇で良い例悪い例を見て頂き「近所の人が認知症になったら何ができる？」をテーマにグループワークして頂いた。認知症に関わらず近隣とうまく付き合う事、ゴミ問題、本人が支援を認めても家族の理解が無いと支援できない事もある事、10 代だけでなく 20～30 代にも認知症の方の対応を学ぶ事など課題が見えてきた。今年度は、甲南商店街の商店や理事会と連携し「お魚の会」兼「地域ケア会議」として合同開催する。

- ・第 1 回目 認知症や高齢者の問題行動で甲南商店街の困りごとについて対応を検討。 7 月
 - ・第 2 回目 甲南商店街で、認知症高齢者の声掛け訓練を行う。 10 月
- 平成 28 年 4 月にオープンした認知症家族が主催の認知症カフェ UME のつぶやきも軌道に乗る参加者も定着している。今年度も引き続き、その後方支援をする。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・小地域連絡会や民生委員連絡会、毎月の給食会・各つどいばに参加し、顔の見える関係づくりを継続する。
- ・圏域内にある、銀行や郵便局、スーパーやコンビニ、病院や薬局など定期的に訪問し、困りごとの発掘や、何かあれば相談していただけるような関係性を構築する。
- ・民生委員や地域の商店、地域住民などからの情報があった場合には、センターで情報共有を行い対応検討し、できるかぎり早く対応する。

10. 医療機関との連携について

令和 4 年度も、入退院時に病院と連携し、「入退院連携シート」等を活用しながら、情報共有し一緒に対応を検討する事で、「スムーズに在宅復帰や施設入所等支援が提供できるようにする。病院や薬局に、制度やインフォーマルな情報を提供し、掲示やチラシ配布など協力依頼し、地域とつながりの少ない人にも、情報提供できるようにする。
また医療機関での研修や会議に参加し連携を強化していく。

11. その他関係機関との連携について

新型コロナウイルス感染症予防を念頭に置きながらの対応となる。地域の居場所、婦人会や老人会の行事に参加し、センターが相談窓口である事、介護予防、フレイル予防、認知症、神戸市の施策、インフォーマルサービスの紹介、感染症や熱中症や詐欺などの注意喚起など、様々な情報を提供していく。ICTによる参加が可能な居場所・機関に対しては、ICT活用による参加も検討する。

また地域役員（自治会、防コミ等）、婦人会、老人会、ボランティア等と連携し、情報提供と情報収集をして、必要な支援や取り組みを検討していく。

既存の地域コミュニティだけでなく、甲南本通商店街振興協会の会合に参加し、センターの役割を説明し、連携のとれる関係性を作る。昨年度、コープこうべや三井住友銀行と協力関係の構築できたので、さらに連携を強化する。

成年後見制度の活用が増える中、司法専門職との連携は不可欠となっている。今年度も継続して、司法専門職との協働を通じ、事例を積み重ね、事例と後見導入検討のより適正なマッチングを図って行く。普段、関わりのある司法専門職の方々には地域ケア会議や地域での広報活動への参加依頼をし、個別事例だけの関わりでなく、顔の見える相談のしやすい関係を作っていく。

毎月 3 回開催の「魚崎ご近助さん」は、地域共生社会を目指し、年齢、性別、介護、障害などの枠なく誰もが相談できる場所として、地域住民、障害支援センター、地域包括（魚崎北部、魚崎南部）で開催している。高齢者問題だけでなく、子供、障害、認知症、ケアラー、こども若者ケアラー、8050 問題など様々な問題を、相談対応、共有、研修など実施して行く。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険法令に従い、地域包括支援センターとして要支援・要介護状態にある高齢者、事業対象者に対し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防プランの作成を行う。

事業の実施にあたっては神戸市介護保険課、東灘区保健福祉課、地域の保健医療福祉サービスと連携し、公正・中立な介護予防サービスの提供を目的とし連携を図る。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：06

あんしんすこやかセンター名：魚崎南部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

事業の公平性を重んじ公正中立を守るため、あんしんすこやかセンター運営要綱、事務マニュアルに準じ、センター運営評価を守った運営を行う。

また、夜間・休日においては職員の携帯電話へ転送により24時間相談対応できる体制をとる。様々な相談に対し円滑かつ柔軟に対応できるように毎朝で情報の共有と方針の検討を行い、担当者不在の中でもスムーズな対応が出来る体制作りを行う。

2. 職員の配置について

センター職員は資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、国の人員基準に沿い4職種（看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員）を配置。

指定予防支援事業の適正化のために介護予防専従プランナー2名とパート職員1名配置。

権利擁護に対する相談も多く、法人加配で社会福祉士の2名体制を継続、経験年数を考慮し地域支えあい推進員も法人加配で2名体制とし、チームで対応できる体制を保持する。

LSA事業についてはセンター全員で対応を行うことを継続する

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者の総合相談窓口として、普段から軽微な事でも相談できる関係で、地域に根差したセンター運営を目指す。

総合相談支援業務を通して住民の様々な課題やニーズの把握を行い、地域のインフォーマルな情報を整理して適切な関係機関及び制度の利用、社会資源につなげる等の支援を行う。

- ・ 土曜日を月に一回開所日とし、職員2名体制で対応を継続
- ・ 青木出張相談の場に継続的に相談が入るようになってきている、出張相談を継続していきセンターの周知、情報発信を行う
- ・ 相談の記録をデータ化、積み上げをし、単発な支援でなく、継続的な対応をしていく
- ・ 高齢化が進んでいる住宅で介護予防の啓発等の事業を通してセンターの周知を改めて行い相談が入りやすい環境を作る

4. 権利擁護業務について

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない等、困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことが出来るよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- ・ 圏域内の事業所にセンターからアプローチを行い、虐待対応の現状や、困っていることは

- ないかなど、チェックリストを普及しながら予防対応を積極的に行う。
 - ・ 高齢者虐待防止の手引きに沿った対応を適切に行い、常時行政や関係機関と連携を取りながらチームアプローチで対応をしていく。
 - ・ 消費者被害についての情報が自治会を中心とした魚崎町防犯の情報ルートで啓発が出来るように、関係性を引き続き作っていく
 - ・ 弁護士相談なども積極的に利用して様々な関係機関と連携して解決を導く
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
- 多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその方らしい生活を維持するために必要な社会資源を適切に、切れ目なく活用できるよう多職種、他機関とのネットワークを利用しながら包括的・継続的ケアマネジメントを行っていく。
- ・ 圏域内のケアマネ連絡会を、併設居宅の主任ケアマネージャーを中心とした、圏域内のケアマネージャーを中心に「うおみな居宅連絡会」として定着させていき、地域と居宅支援をつなぐ役割を担う。
 - ・ 圏域内事業者連絡会を年に2回、「うおみな居宅連絡会」と一緒に開催をしていき地域と事業所とのネットワークを構築していく（事業者連絡会かわら版の作成）
 - ・ 神戸市ケアマネージャー連絡会、医療介護サポートセンター、各種関係機関と共同で研修開催していく
 - ・ 支援困難事例への支援→ケアマネージャーと同行訪問、担当者会議への参加、地域ケア会議の開催を居宅介護支援事業所より事例を吸い上げ、選定して地域課題化へ
6. 介護予防ケアマネジメント業務について
- 地域で暮らす高齢者が要介護状態にならないように、具体的な生活目標をたて、対象者自身の意欲を引出すような自立支援を行う。地域活動への参加と介護予防の取り組みがマッチングできるように個別支援とコミュニティ作り、社会資源の発掘を行っていく。
- ・ 介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿って適切な介護予防マネジメントを提供
 - ・ 自ら介護予防に取り組めるような動機づけを意識したケアマネジメント業務を行う
 - ・ 介護予防につながる地域のインフォーマルサービスの整理・活用
 - ・ コロナ禍でも可能な「公園でラジオ体操」が地域に広まり介護予防やインフォーマルな社会資源として定着できるよう地域へのアプローチを行う
 - ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながることを、広報を通して伝えていく
7. 地域支え合い活動推進事業について
- ひとり暮らし高齢者等の実態把握の個別支援と合わせて、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体での支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する。
- ・ つながり通信を2か月に1回発信し、様々な人や、関係機関をつなげる支援を継続していく
 - ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながるような視点からアプローチ
 - ・ コロナ禍で地域のつどい場が縮小傾向にある。三密をさけての活動の方法を一緒に模索し、地域活動を担ってこられたボランティアの方々の意欲が低下しないように取り組む
 - ・ 昨年コロナ禍に地域主体で継続していた「公園でラジオ体操」「グランドゴルフ」等、開催意欲の低下にならないように地域の方とその都度相談をしながら取り組む

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の方が住みやすい地域は子供から高齢者、障害者と誰にとっても安心して暮らせる町になる！を理念とした「うおみな♡ ハートネット（認知症サポートネット）」の活動を通して、地域へ認知症の理解を深めるための啓発活動を行い、やさしい地域づくりの推進に努める

- ・ うおみな♡ ハートネット通信を作成して活動の報告を定期的に地域の広報紙のルートを通して発信していく。
- ・ うおみな♡ ハートネットの実行委員会の新たな参加者を募集
- ・ うおみな♡ ハートネットの活動を通して認知症の協力店舗を増やすアプローチを検討、協力店としてステッカーを貼りだしていただいた店舗等にフォローアップの訪問
- ・ 昨年度中止した声掛け訓練を、地域ケア会議で個別事例等を検討したエリアで実施
- ・ オリジナルバッチに加えステッカーを啓発ツールとして利用していく
- ・ 認知症介護者支援として、リフレッシュ教室、認知症家族の会、オレンジカフェとコラボした形での開催を行い、当事者の声を地域に届けていく
- ・ 神戸市安心登録事業への登録、認知症診断助成制度、事故救済制度などの啓発活動
- ・ 様々な啓発活動を通して行方不明高齢者検索メールの受信者を増やす。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員を中心とした個別支援だけでなく、地域のニーズや課題について地域住民自ら取り組んでいけるように、民生委員も各種地域団体と協働して住民同士の支え合いネットワークを強化、福祉力の高い町づくりを目指す。

- ・ うおみな居宅連絡会や事業者連絡会、地域ケア会議など専門職の集まる場へ民生委員にも積極的に参加していただき、各関係機関の専門職と一緒にテーマに合わせて検討を重ねて相互理解を図る
- ・ 地域のつどいの場での気軽な交流や、日ごろから顔を合わす機会を増やし、民生委員の方がセンターに相談しやすい場を多くもつ
- ・ 11月の民生委員の改正で今年度は会長をはじめ多くの交代と、欠員のある地域が出る事が予測されているが見守り支援の低下を招かないよう、N地域の地域ケア会議を行い新旧の民生委員や友愛訪問グループと地域課題を共有する場を持つ

10. 医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには福祉系サービスと医療系サービスが連携し一貫した体制で提供される必要がある。保険・医療・福祉の質の向上のため、かかりつけ医や東灘区医師会・歯科医師会・薬剤師会との定期的な連携を行う。

- ・ 医療・介護サポートセンターとの連携、地域の医師やケアマネ等のニーズを共有
- ・ 医療機関のMSW、PSWとの研修などを通して実践的な連携
- ・ 認知症患者医療センターや、認知症初期集中支援センターとの連携
- ・ 地域ケア会議等へ積極的に医師の参加も呼び掛ける
- ・ 認知症サポートネットの広報に圏域内の医療機関の支援を受ける
- ・ 圏域内事業者連絡会への参加要請やセンター通信の情報提供を2か月に1回定期的に行い、センター活動や地域情報を情報提供していく

1 1. その他関係機関との連携について

魚崎南部あんしんすこやかセンターが円滑かつ効果的に事業を実施していくために行政機関や医療機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所、各障害団体、ボランティア団体、地域団体との積極的な関係作りが必要、様々な社会資源が連携し、協働できるようにネットワーク構築を担っていく。

- ・ 警察・民間事業者等との日頃からの連携
- ・ 児童館にセンター通信を設置させていただく。若い世代にもセンターを知っていただき、高齢者支援を地域全体で考える機会をもつ
- ・ 認知症サポートネットの活動から、地域の商店などさまざまな社会資源とつながっていくきっかけを見つけていく
- ・ うおざき障害者地域生活支援センター主催の共生社会を目指した地域のよろず相談窓口「うおざきご近助さん」の活動に協力させていただき、8050 問題等の高齢者だけでは解決できない総合相談などの地域の身近な相談窓口からつなげていく。また今年度は発信をテーマに「知るフェス（仮題）」を地域で開催し U 地域のシンボリックな場所で子供から高齢者まで巻き込んだ地域を知る活動を計画

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

魚崎南部あんしんすこやかセンターの運営にあたっては、その運営が常に運営協議会の関与、地域の医師に基づいて行われるものであることを十分に認識し、公正・中立な業務を遂行する。

- ・ 正当な理由なく特定の事業者の利用に偏らない
- ・ 特定の事業者が提供するサービスを不当に利用者に押し付けない
- ・ 利用者自身が選択を出来るように十分に情報提供、説明を行い、自己決定を促す

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号（2桁）：07

あんしんすこやかセンター名：住吉北部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

① 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」で業務を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。

特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

② 営業時間 9時～17時30分 月曜日～土曜日

（日曜日及び12月31日～1月3日は休）営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等する。

また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問・会議等で外出する場合には、介護予防支援担当ケアマネジャーや同一施設内の職員と連携するなど協力を求める。

営業時間外の夜間・休日における連絡体制は、同一施設内の事務職員・管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする連絡体制を整える。

③ 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

④ ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

⑤ センターの広報

せせらぎ通信を定期的に発行すること等で、地域住民・民生児童委員・関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

⑥ 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士	2名
主任ケアマネジャー	2名
保健師	1名
地域支え合い推進員	2名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

今年度は地域支え合い推進員を2名体制とする。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、センターの広報に努め、センター職員がチームで情報を共有し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(業務内容)

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして必要に応じて、当事者・家族への電話や訪問を行う。

③ 総合相談としての機能について

地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットやせせらぎ通信等広報誌を発行し、広報啓発をしていく。

相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように専門的・継続的な視点を持って支援を行う。

(業務内容)

① 消費者被害の防止

コロナ禍にあっても消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、地域住民の皆様には掲示板等の活用や広報誌等で、必要な情報提供や注意を促す。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する。また、各事業所等にもメール・FAX等で注意を促す。

② 成年後見制度利用の活用等

成年後見制度を広報するために、地域住民や事業所が主催する会議等でパンフレットを用いるなどで説明する。また、認知症、精神障害者等の事由で財産管理や契約等が困難で後見制度が必要なケースについては、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター、たんぼぼ、リーガルサポート、ぱあととなあ兵庫等関係機関と連携し、

権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、圏域内のサービス事業所に東灘区虐待防止パンフレット及び早期発見チェックリストを配ること。さらに年1回は虐待事例のケースカンファレンスを実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報があった場合は、センター職員間で検討した上で神戸市虐待対応のマニュアルに従い、速やかに区保健福祉課に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、朝礼や月1回の事例検討を目的としたケースカンファレンスにて現在の虐待・困難事例の実態を報告して、職員間の情報共有を図る。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等、本人及びご家族への支援困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し情報の共有を図り、ケアカンファレンスにて現在の実態を報告して、職員間の情報共有を図り、チームで適切に対応する。

⑤ 災害時等緊急時の対応

マイケアプランに災害時の緊急連絡先、避難所を記載すること等で、要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の緊急連絡先の情報を管理する。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

また、防災福祉コミュニティ等地域の関係機関と連携し、平時より地域で見守り支え合えるよう顔の見える関係づくりを進めるなど、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を検討する。

⑥ 感染症対策

神戸市の指針を確認し、感染予防のためのパンフレット配布や感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医等医療機関と介護支援専門員との多職種協働、及び地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

・地域ケア会議等で圏域内の介護支援専門員をはじめ、地域住民・居宅サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員等に個別課題や地域課題の情報を共有し、課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会・薬剤師会・医療介護サポートセンター・オレンジチーム等に協力を働きかける。

② 介護支援専門員の個別支援

・住吉北部地区圏域の利用者を担当している介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時事例検討会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行う。

・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。ま

た圏域内の介護支援専門員の情報交換会を随時開催し、介護支援専門員を支援する。

また、コロナ禍においてもWEBを通して研修や情報交換ができる体制を整え開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

全職員が介護予防ケアマネジメントに関する制度や目的を正確に理解して、生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立生活ができるよう適切な支援を行なう。また各地区で居場所づくりを目指し、コロナ禍においても感染症対策をとり、健康でいるためにフレイル対策の3つの柱（栄養・身体活動・社会参加）を広めていく。

要支援認定者及び事業対象者数 **380**名程度

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 初期面接
- ・ 課題分析

生活状況を把握するためのアセスメントシートを用いて、生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・ 介護予防プラン（介護予防サービス支援計画・マイケアプラン）の作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。

- ・ サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。

- ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をしていく。

- ##### ② 要支援者及び事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。

- ##### ③ 委託事業者への適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。

- ##### ④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。

- ##### ⑤ 新型コロナ感染症対策を講じながら、各々地域の実情に応じて自然と介護予防につながる環境づくりをしていく。特に地域住民自らが「つどいの場」づくりを行える仕組みを構築していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とする。

昨年度と同様に引き続きコロナ禍においてもコミュニティづくりを進めるために、少人数での集いの場の支援・広報誌の発行・WEBで情報交換を実施していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

以下に事業を推進する。

- ##### ① 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進を図る。認知症予防及び早期診断制

度の活用や行方不明になる心配がある高齢者を支援する見守り支援等で、神戸市安心登録事業を推進する。

- ② 住吉小学校地区で声かけ訓練が開催できるように、地域住民の皆様が認知症の理解を深める研修会を開催する等準備を進めていく

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また昨年度と同様にコロナ禍においても、地域住民が主催する会議や行事が開催されれば積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

(業務内容)

- ・住吉中部及び住吉北部小地域支え合い連絡会の開催及び民生委員児童委員の連絡会に参加
- ・一人暮らし老人・老老世帯の見守り活動の連携
- ・地域のふれあい喫茶等行事及びDプラザ等の地域住民主催の会議に参加

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにし、サービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得る。また、地域ケア会議及び地区ネットワーク会議等に参加を呼びかけ、多職種協働体制ができるように働きかける。

さらに WEB で開催されている医療介護サポートセンターの会議や研修に積極的に参加し、必要な情報が得られるように連携を深めていく。

11. その他関係機関との連携について

昨年度と同様に住吉北部圏域を A・B・C・D の 4 地区に分けて、それぞれ地域診断に基づき課題を抽出し分析を続ける。

コミュニティづくりについては、A 地区は昨年度の継続で、介護サービス事業所や NPO 法人等連携して居場所づくりを実施。B 地区においては、集いの場づくりを模索する。C 及び D については昨年度に引き続き地域ケア会議を開催し、ゴミ出し問題や世代間交流等、フードドライブ、キッチンカー等に取り組む。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）

- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 08

あんしんすこやかセンター名：住吉南部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、法人の協力を得ながら、公正・中立を基本理念とし、地域に密着した事業運営を継続的に行う。

営業時間は月曜日～土曜日(祝日含む)の9時～18時とし、突然の相談来所、電話相談に対応できるような体制をとる。また、休日や時間外の電話対応については、同一法人運営、同一建物内併設の特別養護老人ホームセラヴィへ転送、第一報は特養職員が対応、必要に応じてセンター職員に連絡するよう周知しており、今後も24時間の相談体制を維持・継続する。

2. 職員の配置について

保健師・看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員、各1名を常勤専従で正規配置。今年度は、法人独自の加配職員として保健師・看護師、地域支え合い推進員を各1名配置。各事業に対し、4職種が各々の専門性を活かし、センター圏域内・外の情報共有が迅速にできるよう、毎朝ミーティング等で情報共有を徹底。

また、今年度よりセンター内職員配置等が変更となるが、センター内マニュアルの整備や事務所内業務等の当番制の実施、業務進捗等の可視化を図る工夫を行い、引き続き、円滑なチームアプローチ実現に努める。

3. 総合相談支援業務について

地域における総合相談窓口として、介護保険制度・介護保険外の様々な制度や集い場の情報等を把握できるよう常に情報収集を心がける。

また地域の特性を把握し、必要な人に必要な支援がおこなえるようニーズに則した情報提供や情報共有の方法も工夫・改善していけるように日々心がける。

また、センターの事業目標や業務内容の紹介などを行う機会をつくり、センターの役割を圏域内に広く周知することを継続的に行う。

4. 権利擁護業務について

権利擁護に関する相談や通報に対しては、迅速で的確な対応が出来るように職員間の理解や情報共有を徹底し、行政および関係機関と随時連携していく。

特に虐待については、センター内の初動期対応マニュアルを作成し、センター職員の対応を標準化していくよう努め、関係機関と連携を取り、役割分担をうまくとれるよう体制をつくり、早期解決を目指す。

また、センター職員が研修会等に参加するなど自己研鑽に努め、さらに専門性を高めると共に他の専門職とのネットワークを活かし、より専門性の高い支援、適時の対応を心がける。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内の他センターや三師会等とも協力し、事例検討会や認知症についての研修会等を年に数回開催。

センター主催の会議等もコロナ禍の開催が可能なようにオンラインソフトを活用する。圏域内・委託先居宅介護支援事業所との連絡会や事例検討会、研修会等を開催、関係機関との情報共有、意見交換等の場、ケアマネジメントに関する勉強会等を継続的に展開する。

また、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践を推進するために、センターとして必要な後方支援を継続するとともに、センターが把握できていない圏域内要介護高齢者他困難ケース等の把握も継続的に行い、後見制度、オレンジチーム、虐待早期発見等必要な助言や支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握できるように、関連機関と連携し、適切な支援につなげるように努め、地域診断に基づき優先すべき地域を選定、その地域の特性に応じた介護予防の取り組みを行う。

また、個別対応については、マニュアルを遵守し、適時適切に対応、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心に見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士で支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

また、単身高齢者、高齢者世帯についての実態を把握し、地域の民生委員をはじめ関係者と協力。令和3年度に防災と介護予防の関連性を研修で学び、防災についての地域の取り組みについて十分把握ができていないことがわかった。今年度より、ソーシャルキャピタルの豊かな地域、未熟な地域等センターも意識をして、引き続き見守り体制構築に努める。

8. 認知症に関する取り組みについて

コロナ禍で開催ができていなかった認知症サポートネットも再開できるように認知症地域支援推進員を中心に働きかけを行い、認知症サポーター養成講座や認知症徘徊模擬訓練等の実施にむけて公民館や小学校との関係づくりを継続していく。

また、相談受付票より、認知症についての相談が多い地区を割り出し、認知症神戸モデルの説明をする際意識する等、必要な地区に優先して情報提供を継続的に行える体制をとる。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の連絡会への参加や民生委員との情報交換会の開催を定期的実施。

令和2年度から行っている、民生委員との個別情報交換会を継続し、情報を共有に努め、個別相談等についても、迅速、適切な対応を行い、信頼関係をより深める。

地域住民の主体的、相互的な支え合いができるように、マンション等集合住宅で住民交流会等の開催支援を行い、見守りのネットワーク構築を側面的に支援するため、啓発活動の継続実施に努める。また、地区の広報誌や法人広報誌等にセンターの取り組みについての情報を発信できるように働きかける。

10. 医療機関との連携について

地域の医師会や歯科医師会、病院地域連携室と積極的に情報交換を行うとともに、今年度は、コロナ禍で開催が延期になっていた市民フォーラムを医療介護サポートセンターと共同開催し、地域の高齢者、その高齢者を支える介護支援専門員等と医療機関がそれぞれ円滑に連携できるように側面的に支援をしていく。

また、前年度より圏域内公民館におけるセミナーにおいては、東灘区医療介護サポートセンターと連携体制を継続し、周辺医療機関とは常に連携を取りやすい関係を構築できるような働きかけを継続する。

11. その他関係機関との連携について

地域見守りやセンター行事等で活動するボランティアとの交流会や勉強会を開催し、活動の継続を支援する。

令和3年度は、センター職員だけでなく、地域全体で課題認識ができるように、まずは、個別地域ケア会議の開催に取り組み、個別ケースの積み上げから地域課題の発見ができた。

令和4年度は、抽出した個別課題から協議体を有する地域ケア会議開催を実施し、地域の課題について整理・解決策の検討を行っていく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が法令や運営基準・運営要綱について十分理解し、その遵守に努める。また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由なくサービス提供が特定の事業者にも偏っていないか等を常に検証し、公正かつ中立な業務の運営に努める。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 09

あんしんすこやかセンター名： 御影北部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

(1) 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

(2) 営業時間について

営業時間 9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）

営業時間内に緊急対応等で訪問等外出する場合は、同一施設内職員との連携協力により対応する。

また営業時間外の夜間・休日等24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整える。

(3) 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

(4) ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時、迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

(5) センターの広報

地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名
看護師（認知症地域支援推進員 兼務）	1名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

昨今における問題（コロナ禍、8050問題、引きこもり支援、防災福祉など）の相談にも、関係機関と連携しながら対応していく。

(1) 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

既存の防災福祉ネットワーク（防災絆の会）、認知症サポートネットワーク（笑顔をつなぐネットワーク会議）のほか、新しいネットワークの後方支援をしていく。

(2) 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行なう。

(3) 総合相談としての機能について

・地域住民にあんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等で啓発していく。

・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が行うことができるよう、専門的・継続的な視点から等の支援を行う。

(1) 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、クーリング・オフ制度を有効に活用できるようにし、迅速に神戸市に報告する。

コロナ禍で、詐欺被害などが多発する可能性があり、未然に防ぐことができるよう啓発を心掛けていく。

(2) 成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度の相談や活用できるように援助を実施していく。

(3) 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレットを配布するなどし、虐待事例のケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者の虐待の通報があった場合は、職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかにあんしんすこやか係に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、事例検討会にて現在の虐待事例の現状と課題・方針を職員間で討議し共有を図り対応していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

地域ケア会議の目的に沿って、御影北部地区の地域包括ケアを推進していくためにも、随時、地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法などを検討していく。その際には、介護と医療等と多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会等に協力を働きかける。

また圏域内のケアマネジャー情報交換会を随時開催する。

地域ケア会議や情報交換会などについては、感染予防に配慮し、場合によってはオンラインなどで開催していく。

(2) 介護支援専門員の個別支援

- ・ 御影北部地区の介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時会議を開催するなど、ケアマネジメント支援をする。
- ・ 東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。

(3) 困難事例への対応

- ・ 認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応する。

(4) 災害時等緊急時の対応

- ・ 要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援について、迅速に対応できるよう担当者会議で確認し、ケアプランに緊急連絡先や避難場所などを記載しておく。また、緊急時にはすみやかに神戸市と連絡調整して、必要な対応ができるよう、関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行なうことにより、要支援・要介護状態の予防をし、高齢者の自立した生活の支援を行なう。

対象者： 要支援 (1.2)・事業対象者 (※神戸市介護予防・日常生活支援総合事業)

対象者数： 240 名程度

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 初期面接
 - ・ 課題分析
生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。
 - ・ 介護予防プランの作成
利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。
 - ・ サービス担当者会議
情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。
 - ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価
事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点を評価分析をしていく。
- (2) 要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。
- (3) 委託事業者への適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。
- (4) 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- (5) 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応していく。
- (6) 介護認定・事業対象者非該当となった高齢者について、連絡をして、適切なフォローアップを行なう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

コロナ禍で、見守りが難しくなったり、集いの場が中止や延期になるなどの課題に対しては、地域関係者等と相談を重ね対応していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

「神戸市認知症のひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施策に沿って業務を行う。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じた必要な医療・介護等が受けられるよう、認知症の人や家族等への相談支援を行う。

そのため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、認知症初期集中支援チームとの連携、また介護サービス事業所や地域の支援者との連携体制を構築し、認知症カフェ等の開催支援や認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及啓発に努める。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのため、「笑顔をつなぐネットワーク会議」を定期的に開催し意見交換や課題討議を実施する。また、認知症カフェ「えがお喫茶」の運営協力と支援を行う。

声かけ訓練や認知症についての学習会等の開催を企画・実施することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

コロナ禍で中止が続いている活動については、関係者と相談を重ね、安全な取り組みなどを提案、工夫した開催を実施していく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携をはかり、一人暮らし高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、随時、必要な医療が受けられるようにする。東灘区医療介護サポートセンターから発刊された「東灘区医療介護支援マップ」を活用し、多職種連携の構築等にも役立てていく。

11. その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように、情報を共有していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

(1) 公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- ・ センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 利用者・事業者への適切な情報の提供
- ・ 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- ・ 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

(2) 公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- ・ 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- ・ 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- ・ 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- ・ センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- ・ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと。
- ・ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

13. その他の主たる事業について

(1) あんしんすこやかセンターの広報・啓発について

地域行事などに参加し、センターの広報啓発を実施していく。またセンターや地域行事に関するチラシを発行し、地域住民への広報・啓発につとめる。

年に3～4回程度御影北地域福祉センターにおいて、相談会を開催する。

(2) 災害時における、要介護者への支援のためのネットワーク作り

サービス事業者や地域の関係団体と連携し、災害時における要介護者の支援のためのネットワーク作りを進める。防災福祉活動のネットワークである「絆の会」とも連携していく。

(3) 介護リフレッシュ教室の開催について

認知症介護家族等、要介護高齢者を介護している家族を支援する介護リフレッシュ教室を計画的に開催する。介護をしている家族の悩みや不安の解消となるような情報交換や交流会を企画する。

広報については、参加された方には再度案内を送付するとともに、圏域内のケアマネジャー等を通して必要な方々に情報が行き渡るように、広報啓発を行う。

(4) 職員資質の向上への取り組み

- ・ 業務の管理体制を適宜見直し、複数で互いに業務が適正であるかどうかチェックできるようにする。また組織的に管理者への報告・稟議がなされるよう徹底する。
- ・ チームアプローチを実施していくために職員間及び職種間の連携を第一にしていく。
- ・ 相談援助力を高めるために、事例検討会等にて、支援困難事例等を検討していく。
- ・ 必要な研修会に参加するなど、多機関からの情報収集を図る。

(5) 地域での具体的な取組について

(鴨子ヶ原地区)

- ・ 鴨子ヶ原地域の高齢者やご家族などがコロナ禍の災害時においても、地域で暮らし続けられるように、地域ケア会議を開催し、情報交換、課題の共有をする。コロナ禍の災害や防災福祉についての課題を、地域関係者で共有しネットワークの構築を目指していく。
- ・ 防災福祉活動のネットワークである「絆の会」とも連携していく。
2か月に1度特別養護老人ホーム「かもこの風」で開催する。コロナ禍にあって、会が中断しているが、今後も継続できるよう会報の配布や地域会議への参加を提案していく。
- ・ 認知症サポートネットワークである「笑顔をつなぐネットワーク会議」の活動支援を継続する。認知症カフェ「えがお喫茶」の運営の支援を行う。
コロナ禍で、2年以上にわたり認知症カフェなどの開催を中止している。地域ケア会議などを開催し、感染症に留意した「あおぞらコンサート」等を企画開催していく。
- ・ 行事や会議などは、感染症対策に留意し工夫した形（オンラインや書面形式など）で開催していく。その中で、集いの場の企画などを提案していく。
- ・ チャレンジサポーター主催の介護予防教室「元気アップクラブ」の後方支援を行う。
- ・ コロナ禍で、教室が開催されない期間は、「すこやかレター」を定期発行し、戸別配達や電話での聴き取りなどを実施し、ご自宅での介護予防を促していく。
- ・ 「わくわくウォークラリー」など神戸老人ホームの地域貢献活動に協力し、鴨子ヶ原地域の介護予防、フレイル予防対策を行っていく。
- ・ 渦が森プラザに参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。

- ・ 地域で開催される夏祭り等に参加して、協力支援体制を構築する。

(御影・御影郡家・御影山手地区)

- ・ 御影北地域福祉センターにおいて、サロン形式の相談会を、年に3～4回程度開催する。
- ・ 毎回相談内容のテーマを変え、そのテーマに特化した専門家を中心にしたサロン形式の相談会とする。コロナ禍の影響で令和2年から中断しているが、再開の初めの会は、後見制度についての相談会を企画、実施する。
- ・ 御影郡家自治会館において、出張相談会「高齢者まちかど相談」（個別・事前予約制）を、月に2回開催する。また、「ゆづるは元気塾」と称して、介護保険やセンターの広報啓発、介護予防についての学習会等を開催する。
- ・ 声掛け訓練を、御影北地域福祉センターにおいて開催する。認知症疾患センターより講師を招き、認知症の方への声のかけ方などについての学習会も併せて行う。
- ・ 認知症サポーター養成講座を、御影郡家自治会館で開催する。阪急御影駅周辺の店舗や事業所に声掛けし、サポーター養成講座を行いステッカーを配布する。
- ・ 御影北地域福祉センターで行っている介護予防教室「御影北元気アップクラブ」や「うたごえ喫茶ぐっち」の開催支援を継続する。コロナ禍で、教室が開催されない期間は、「すこやかレター」を定期発行し、戸別配達や電話での聴き取りなどを実施し、ご自宅での介護予防を促していく。また、感染対策に留意した「御影北スマイル体操」などを実施していく。
- ・ フレイル予防カフェ「元気アップサロンみかげきた」の開催支援を行う。
- ・ 御影山手地域で、リフレッシュ教室やフレイル予防教室を企画、開催するなどし、地域踏査を継続していく。
- ・ 個別課題（引きこもり支援など）について、地域の関係者とともに関係者とともに地域ケア会議等を企画開催していく。
- ・ 行事や会議などは、感染症対策に留意し工夫した形（オンラインや書面形式など）で開催していく。
- ・ 御影・御影郡家地区、御影山手地区にて行われている「喫茶あじさい」「西平野ふれあい喫茶」「西平野シニアフレンズ」「喫茶ひだまり」「うたごえゆづるは」「木曜会」「ほっとカフェ」など、喫茶や給食会等の地域行事への参加、福祉サークルりん（ボランティアグループ）、御影北ふれあいのまちづくり協議会の行事協力等後方支援を行っていく。
- ・ 御影北プラザに参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。
- ・ 地域で開催される夏祭り等に参加して、協力支援体制を構築する。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：10

あんしんすこやかセンター名：御影南部あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業においては、行政や地域、関係機関と連携し、刻々と変化する社会状況に柔軟に対応しながら、コロナ感染症拡大の防止を最優先に考え、オンライン等も積極的に活用して以下のように取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

法人の全面的な協力を得ながら、地域包括ケアシステムの充実をめざし、高齢者が住みなれた地域の中で尊厳を保ち安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域支援事業、神戸市介護予防・日常生活総合事業を行う。そのために、

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って特定の種類やサービス事業者に不当に偏ることなく公正中立に行うことを旨とする。
- ② 苦情に対しても適切に対応し、内容に応じて速やかに行政報告などの対応を行う。
- ③ 個人情報の保護、介護保険法、労働基準法など関係法令順守に関しては担当者が定期的に確認を行う。
- ④ 地域に開かれた公的な総合相談窓口として定められた専門職を配置し、常に相談を承れるよう万全の体制で臨む。
- ⑤ 休日夜間においては、センターの携帯電話にて24時間の相談受付を行う。緊急時には担当者から運営管理者に連絡を入れ、指示命令に従って速やかな対応が取れる体制をおく。
- ⑥ 災害発生時を想定した避難訓練などを実施し、非常時の際には職員の安全を確保し、行政の指示を仰いで迅速な地域支援を行う。
- ⑦ 各職員が仕事と介護や育児など、家庭との両立が無理なくできるよう十分に協力体制を整え、法人の各種休暇も取りやすくするとともに、効率的な業務体制を実施する。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症等の予防として、職員の健康チェックや日々の消毒などを実施し、事業継続と職員の健康のために、センター内外において相談者や職員の感染リスクを減少する取り組みを継続して行う。
- ⑨ 法人と共同で実施する各委員会（ハラスメント対策委員会、災害対応委員会、感染症防止委員会、虐待防止・身体拘束適正化委員会）の実施やBCPの作成に着手し、センターとしての必要な行動を検討し実行していく。

2. 職員の配置について

資格・経験・適性等を十分に考慮した上で、国で規定された「保健師等」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」の3職種とともに、「地域支え合い推進員」を常勤専従にて配置し、これら4職種が協働でチームアプローチにあたる。そのために、

- ① 各職種が各々の専門性を活かしつつ、地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携しながら、チームとして業務を実施できるよう情報の共有を十分に行う。
- ② それぞれの専門性の向上を図るため、職員に積極的に研修参加する機会を設ける。
- ③ 指定介護予防支援事業者としては、上記4職種の職員による兼務体制を取るとともに、予防業務を中心に行う介護支援専門員を必要数配置して、予防給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに必要な要員の確保を行う。
- ④ 各職員の業務量などを常時把握して、センター業務が担える有資格者の加配職員を配置する。
- ⑤ 「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する相談業務を強化する。

3. 総合相談支援業務について

長期化するコロナ禍でこれまで発見機能を有していた地域行事の自粛が見られるが、それを補完できる取り組みに注力する。また、地域の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心してその人らしい生活を継続していくために、個人に応じてどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

そのために、

- ① 地域住民が早めに気軽に相談できることを目的に、感染状況に応じて地域の集まりや学校（高校、中学校のPTA）などを対象にセンターの周知を行う。
- ② センターのみならず、孤立化の傾向が高い地域について、地域との繋がりを保つことを目的として、地域住民が身近な場所で気軽に相談が出来るよう、薬局や医療機関に働きかけてセンターの周知等の広報を行う。
- ③ 地域の関係機関やネットワークの活用・個別訪問・家族・近隣住人等からの情報収集、センターへの来所相談等により、高齢者や家族の心身や生活状況について実態把握を行い、適切に相談対応を行う。
- ④ 地域からの様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ⑤ 自殺念慮や精神疾患、経済困窮、家族問題、ひきこもりやヤングケアラーなど専門的対応が必要な場合には、緊急性の判断を行い、必要に応じて区保健福祉課や専門機関と連携し、個別の支援計画により初期段階から専門的継続的対応をする。
- ⑥ 地域の様々な機関や団体を把握し、ネットワークの構築を図るだけでなく、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。地域に出向き顔の見える関係作りに努める。
- ⑦ 認知症関連の相談が増加しており、相談内容から課題抽出、地域ケア会議での検討、専門機関を含めた多職種でのアプローチ等により適切な支援を行う。
- ⑧ 広い年代の地域住民にセンターの存在を周知することで、早期からの介護予防や介護者の負担軽減を図るため、自治会に協力を依頼し掲示板へセンターチラシを掲示する。特に今年度は病院や薬局にも案内チラシの掲示等を依頼するなど広報に力を入れる。

4. 権利擁護業務について

センター職員は「権利擁護」の視点に基づいて関わることの重要性を認識し、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用して、認知症や精神障害なども含め、地域の高齢者及びその家族の尊厳ある生活の維持を図っていく。そのために、

- ① 成年後見制度利用のための申立て手続きへの支援や、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動。
- ② 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待等の事例を把握した場合、速やかに適切な対応をとる。具体的には『高齢者虐待の対応の手引き』に沿って行政との連携により、早期発見・相談・通報・届出・情報収集・コアメンバー会議の参加・ケース検討会議・モニタリングなどの対応を行う。
- ③ ケアマネジャーや関係機関に対して、虐待の早期発見・早期対応に関する研修会を実施する。
- ④ 虐待などで措置入所が必要と判断された場合に、市区町村に老人福祉施設等への措置入所を求める。
- ⑤ 高齢者虐待の防止について、わかりやすいパンフレットを作製し、市民への啓発を行う。
- ⑥ 処遇困難事例に対し、ケアマネジャーも含めて専門職種が相互に連携し、センター全体として支援を行う。
- ⑦ 消費者被害の防止に向けて、高齢者だけでなく地域住民や事業者等にも積極的に情報提供し、消費者被害に対する意識の向上を図る。消費者被害の相談を受けた際には区や市に迅速に報告し、圏域内の市民及び関係者に情報提供を行うなど注意喚起・啓発を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種連携による、施設・在宅・入院入所などを通じた、地域における包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。コロナ禍において、オンライン等も活用して連携の機会を確保していく。そのために、

- ① 多職種連携の視点を重視し、地域の介護支援専門員と、医療機関をはじめ関係機関、サービス事業者や地域の介護保険外サービス機関との連携を支援し、協力体制を整備する。
- ② 介護支援専門員はじめ関係機関に、適時必要な情報発信を行う。
- ③ 圏域内の介護支援専門員同士のネットワーク会議（えがおの会）を定期開催し、情報共有や顔の見える関係作りに努め、地域の中で良質なケアマネジメントが行える支援を行う。
- ④ 支援困難ケース等について相談助言を行うとともに、他の専門機関とも連携し、事例検討会や研修会等を実施するなど、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る支援を行う。
- ⑤ 地域特性を把握するために地域診断を実施し、地域の強みや弱みを抽出し、住民ニーズおよび地域課題の把握につなげる。
- ⑥ 地域課題の解決を目的に、圏域内での地域ケア会議を開催する。集合型のみならずオンライン開催など工夫し、介護支援専門員から提出された事例等をもとに、個別課題の集積から地域課題を抽出し、解決に向けた取り組みを実施する。
- ⑦ 地域の関係機関として、銀行や警察などから、気になる高齢者の情報を頂く機会が増えてきた。特に4月には関係機関の人事異動などで担当者の変更等もあり、連携が途絶えてしまわないように対応し、今後も連絡には迅速に対応していくようにする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナ禍において課題になっている、フレイルや認知機能の低下の予防に重点を置いた取り組みを行う。

予防給付に関するケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業において、高齢者が自ら出来ることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、さらに健康寿命を延ばすこ

とを目的に、高齢者自身の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した支援を行う。介護予防・日常生活支援事業が円滑に進むためにセンター内の体制を整備する。そのために、

- ① 地域における介護保険外の様々な社会資源（老人クラブ、ボランティア活動、地域における健康づくりや交流促進のための活動等）を活用し、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫性のあるケアマネジメントを目指す。
- ② 要支援認定を受けた高齢者および事業対象者を対象として、必要に応じ生活行為について具体的な目標を設定した支援計画を作成するとともに、介護予防に資するサービスの提供を確保し、その効果を評価して計画の見直しを行う。またそれ以外の支援の必要性が高い高齢者等の把握に関しても、相談や関係機関との連携を通して行う。
- ③ 国道43号線を挟み南のエリアでは、独居男性の閉じこもり傾向が課題となっている。男性でも参加しやすいウォーキングなどを企画し、運動と交流の場づくりを行う。
- ④ 自治会が主体となり実施している、A地域での「介護予防体操」は、昨年度はコロナの影響で予定はしていたが4回の実施しかできなかった。活動費用面でもコミコミ助成が終了し、集いの場支援事業の提案など後方支援で関わる。
- ⑤ これまでのセンター独自の広報誌「介護予防のススメ」を終了し、代わりに「3人寄れば介護予防のススメ講座」を開催する。
- ⑥ 老人会が主体となり実施している、B地区の自治会館の「歌♪をご一緒に」が再開できるよう側面支援を行う。
- ⑦ 居宅介護支援事業所に予防給付・介護予防ケアマネジメントに係る業務を一部委託した場合において、その支援計画原案を確認し、センターが最終責任を負う。
- ⑧ 居宅介護支援事業所の行う介護給付のケアマネジメントと介護予防マネジメント相互の連携を図る。
- ⑨ フレイル予防については、これまでに行った地域アセスメントにより開催会館を選定し、取り組みが必要な方に声かけをしていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

これまでの地域見守り推進事業において培った地域との信頼関係を土台として、行政や地域と協働しながら、センター圏域の特性を尊重した地域住民同士の支え合い活動を支援する。また、2層目のコーディネーターとしての役割を意識し、圏域内の情報収集と整理を行い及び圏域を超えた区内のネットワークのなかで情報共有を行い、地域性を活かした住民主体型の支え合いの地域づくりを目指す。そのために

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務を行う。
- ② 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務を行う。
- ④ 地域見守り活動の推進に関する業務を行う。
- ④ 圏域内の地域ケア会議においての協議体の役割を担う。
- ⑤ ひとりぐらし高齢者等実態調査に関する業務を行う。
- ⑥ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務を行う。
- ⑦ 地域プラザの出席をはじめ活動団体および事業者等との連携を行う。
 - ・地域にある八つの老人会の会長と定期的に意見交換の場を持ち、老人会の課題や今後の方向性などについて話し合いを継続する。
 - ・プラザについては自治会・教育機関が参加されることから早期発見等の連携を伝えてい

る。特に教育機関に対して、家庭内でヤングケアラーの役割を子供たちが担わされている実態の把握など連携の強化を継続して伝える。

- ⑧ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修会への参加。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 認知症になっても安心出来る地域を目指し、地域住民や徘徊SOSネットワーク、認知症サポーター養成などを通して、警察、郵便局、コンビニや商店街をはじめ地域との連携を深める。
- ② 認知症地域支援推進員等を中心に、住民主体で行われている「認知症予防と支え合いのまちづくり運動」の活動を側面的に支援する。同時に感染状況に応じて可能ならセンターの出張相談会等も実施して、認知症に関して気軽に相談できる体制を整える。
- ③ 認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携を持ち、地域住民からの相談があった場合にも適切な情報提供が出来るようにする。
- ④ 介護リフレッシュ教室などを通じて、家族が語り合い、共感や分かち合いの時間を持つことで、介護者が心理的にも負担が軽減できるようにサポートを行う。
- ⑤ 認知症初期集中支援事業や神戸市高齢者安心登録事業、神戸モデルの普及啓発や手続等を引き続き行い、早期対応に務める。
- ⑥ 認知症の相談事例から必要に応じて、個別課題から地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で課題解決に向けた検討を行う。
- ⑦ 認知症高齢者等への声掛け訓練を通して、地域住民や事業所、学校、商店街など、地域の様々な団体と共に見守り体制づくりに取り組んでいく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域との連携は、地域におけるネットワークづくりや実態把握、虐待事例や認知症の早期発見等において欠くべからざるものであるという認識のもと、地域住民の主体的な取り組みを尊重しつつ、さらなる連携の強化を図っていく。 そのために、

- ① これまで培ってきた民生委員や地域組織からの信頼を覆すことのないよう、相談を受けた事例に対しては速やかに対応し、途中経過も含め顛末について確実に報告を行う。
- ② 民生委員とはスムーズな連携を目的とした担当地域のヒアリング等を実施し、見守り活動が円滑に行えるように支援を行う。また、今年度は一斉改選の年度にあたるため、交代のある地域については、ヒアリングに時間をかけていく。
- ③ プラザや地域行事に対して積極的に参加し、可能な限り協力をする。
- ④ 自治会などの互助活動から出てきた課題を把握し、一緒に取り組みを実施する。
- ⑤ 地域住民が閉じこもることなく、自主的に仲間作りが出来る「場」作りを支援する。
- ⑥ 保健・福祉・医療のサービスや制度についての勉強会などを企画運営する。
- ⑦ センターの役割や機能等について、広報誌等の媒体により情報発信を行う。
- ⑧ 地域支え合い連絡会など民生委員との定期的な連絡会を開催する。また、毎月の定例会では、開始前から参加し情報交換を行う。

- ⑨ 「熱中症」など、自宅内で起こりやすい高齢者の事故について予防啓発を行う。
- ⑩ 宅配業者や新聞店など、民間事業者との見守りに関する連携を深め、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域の見守りにつなげていく。
- ⑪ 災害時における要援護者支援について、行政はじめ地域の関係機関と連携を持つ。
- ⑫ 独居、高齢世帯等だけでなく、同居家族で気になる方があれば連絡をもらうようにする。民生委員には地域住民が見守りの自助（見守られる人が自ら発信できるなど）を高められるよう情報共有を行い方策の検討を行う。

10. 医療機関との連携について

高齢者が安心して地域で暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供されることが必要あり、特に在宅と病院・施設の間を行き来する高齢者のためには、これらの間での連携が重要となる。そのために、

- ① 地域の医療機関や医師などを適時訪問し、カンファレンスの実施、研修会への積極的な参加等により、出来るだけ顔を合わす機会を持つようにし、互いに「顔の見える関係」を構築する。
- ② 地域の介護支援専門員も参加する医師会との連絡会を実施する。
- ③ 医療機関との情報交換や共有が限られた時間の中で出来るだけスムーズに行えることを目的に相互理解を深められる会議等を開催する。
- ④ 認知症の相談があった場合は、専門医療機関や神戸市認知症初期集中支援チーム、神戸市認知症疾患医療センターなどの情報提供や連携を行う。
- ⑤ 医師だけでなく、歯科医師や薬剤師、看護師、MSW、PT・OT等とも積極的に情報交換・情報共有の機会を持つようにする。また、事例検討会を開催し、医療連携の促進をはかる。
- ⑥ 口腔ケアの重要性について、センター協力歯科医師と連携し、地域住民への啓発を行う。
- ⑦ 区内多職種連携の会議等へ積極的に参加して、医療や介護の多職種の専門職との勉強会や連携の機会を確保する。ここで得られたネットワークを地域包括ケアに活用し、地域住民の安心した暮らしに寄与する。
- ⑧ 「医療と介護のサポートセンター」と連携し、医療や介護ニーズを持った住民に対して、適切に応えられるよう多職種連携に努める。

11. その他関係機関との連携について

警察、その他関係機関からの高齢者に関する相談については、互いに連携を持ち対応する。また、悪質商法や振り込め詐欺、防犯に関しても、関係機関と協力して速やかに対応する。係を形成し、必要に応じて相互にスムーズな連携が取れる体制づくりに務める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は、あんしんすこやかセンターが公的な相談機関であり、その運営については地域包括支援センター運営協議会の関与に基づいて行われるものであることを十分に認識して、公正・中立を確保するため、以下の措置を講じる。

- ① 利用者の福利を最優先し、公的相談機関として全職員が倫理観に基づいた行動をとる。
- ② 運営協議会の評価を適時受ける。
- ③ 介護予防プランについては、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ることはしない。支援開始に当たり、複数のサービス事業所の紹介を行うとともにサービスを位置付けた理由なども説明を行う。
- ④ 利用者が要介護状態となった場合には、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、利用者の意思と利益を尊重し、指定居宅介護支援事所の選択ができるよう、一覧表を提示して書面による確認を行う。

令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 11

あんしんすこやかセンター名：六甲アイランドあんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営をし、専門職が相互に連携し適切な支援が行えるように体制を維持します。神戸市あんしんすこやかセンター運営方針、あんしんすこやかセンタービジョンを理解したうえで業務を行います。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日

営業時間 9時～18時

※夜間・休日等の24時間の相談は、転送電話にて受付します

(2) 個人情報の保護

神戸市の個人情報等の取り扱い事務チェック表に基づき、7月と1月に業務内容の確認をし、個人情報が漏れないようにします。個人情報を持ち出す場合は、今年度に引き続き持ち出し管理簿へ記載し、管理します。

(3) チームアプローチ

昨年度に引き続き、朝礼での情報共有、週1回以上の4職種ミーティングを行い、相互に連携、協働しながら、チームとして実施できる体制を維持します。

(4) 資質の向上

昨年度は、外部の研修を5名が累計8回受講し、支援困難ケース対応力や相談援助技術などの研修内容をセンター内で共有しました。今年度も職員のスキルアップをバックアップし、研修の成果を業務に活かせるようにします。

(5) ケース記録の管理

緊急時に組織として迅速かつ適切に対応できるよう必要な情報を記録し、個別ファイルを書庫で管理します。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には、迅速かつ適切に対応します。苦情を受付した内容については、記録をし、必要に応じて行政に報告します。

(7) センターの広報

昨年度は、あんしんすこやかセンター便りを毎月発行し、医療機関、民生委員、マンション掲示板、地域福祉センター等へ配布し、独居老々世帯と要支援者世帯には、2か月ごとに個別配布してセンターの役割や所在の広報を実施しました。また、圏域内ではじまったウオーキングラリーの景品引き渡し場所をあんしんすこやかセンターにすることで、元気なときからセンターを知っていただくようにしました。関係機関やウオーキング活動へ参加している高齢者に、周知はできましたが、広報活動は今年度も引き続きあんしんすこやか

センター便りを毎月発行し、講演会や介護予防プログラムを企画し広報活動を行ってまいります。

2. 職員の配置について

4 職種の加配置を 5 月から実施します。

予防専任プランナーは、令和 4 年 1 月に新規採用し、常勤換算 3.3 名となり、予防ケースはプランナーが主に担当していただけるよう今後も積極的に採用していく予定です。

シルバーハウジングにおける見守り推進員は定時職員を今年度も引き続き配置いたします。

3. 総合相談支援業務について

令和 3 年度は、総合相談受付数累計 695 件、月平均 58 件の相談がありました。相談内容は、要介護認定申請に関する相談が多く、4 月と 1 月には突出して申請件数が増えました。申請結果、「要介護」の認定結果になるケースが約半数を占めていました。申請理由は、急な病状の悪化や入院によるものが 50% を占め、10 月頃からは癌末期の相談が増加しました。今年度は、相談受付後、適切なサービスにつながっていないケースや要支援・要介護認定を受けてもサービスを利用していないケースなど気になるケースについて個別訪問し、介護予防や支援が必要なケースの把握に努めてまいります。

4. 権利擁護業務について

昨年度は、高齢者が地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、成年後見制度、虐待防止の啓発、消費者被害防止の情報を年 12 回発行するあんしんすこやかセンター便りに 2 回づつ掲載し広報しました。困難事例や虐待ケースには、組織として対応し、ケースカンファレンスで支援の方向性を決め、役割分担をして集中的に支援ができるようにしました。

今年度も、センター内で、制度やサービス等の仕組みを理解し、適切に支援ができるようチームでの情報共有を密に行ってまいります。また、地域の高齢者には、映画会などの集いの場において広報、周知してまいります。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

【地域包括ケアシステム構築に向けてのネットワークづくり】

昨年度は民生委員から「外出する仕組み」について声が上がリ、地域ケア会議を通じて社会資源の創出を行うことができました。10 月に 65 歳以上の高齢者を対象に開始したこの活動は、地域福祉センターなど 4 か所のスタンプ押印場所へ行き、スタンプが 60 個たまればあんしんすこやかセンターで景品または認定証を受け取る仕組みです。2 月末時点で参加者が 300 名を超え、参加者同士で声を掛け合うなどの交流も生まれています。コロナ禍で閉じこもりになりやすい高齢者に外出する機会を創出でき、住民ボランティアが主に活動できるよう後方支援できたことは大きな成果でした。

また、医療関係者や民生委員、介護サービス事業所、介護支援専門員等に参加していただきコロナ禍 2 年目を振り返り、専門職からの情報提供、今後の課題についてオンラインでの地域ケア会議を開催しました。地域包括ケアシステム構築に向けて、地域のネットワークづくりを目的として、今年度も 2 月に開催する計画です。

「ゴミ出しお手伝い」は見守り支え合う地域づくりのための住民の活動で 4 年目を迎えます。平成 29 年度から利用者数が増加傾向でしたが、令和 3 年度は、終了するケースが多数あり、8

名のみの利用となりました。毎年ゴミ出しボランティアの意見交換会へ参加していましたが、コロナ禍で昨年度は意見交換会の開催がありませんでした。今年度は、センターで把握している高齢者のゴミ出し状況を確認し、高齢者のニーズを発掘しながら、ごみ出しお手伝いの後方支援に力を入れ、民生委員を含めた関係機関で地域ケア会議を7月に開催いたします。高齢者のニーズに添ったゴミ出し支援について、どのようなことが関係機関で協力できるのかを主に検討できる会議にいたします。

【包括的・継続的ケアマネジメント】

介護支援専門員同士のネットワークづくり、問題解決能力を高めあうことを目的に、昨年度は、「ケアマネジメントの責務」をテーマに弁護士による勉強会と交流会を開催しました。親族が遠方で郵便物の確認など求められた場合など具体的な支援について意見交換ができ、今後の支援につなげることができました。今年度は、相談が増えると見込まれる成年後見制度や相続手続きに関する内容をテーマに勉強会を6月に計画しています。

個別ケースに関する支援については、介護支援専門員から支援困難ケースの相談があれば、医療機関や関係機関と連携できるようカンファレンスを開催するなどの支援を行い、必要に応じて同行訪問を行い対応してまいります。また、ケアマネジメントに活かせる社会資源については、地域の高齢者に案内しやすいような情報としてまとめ、介護支援専門員に提供してまいります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

【介護予防普及啓発】

圏域内の要支援認定者数は400名を超えていますが、介護保険サービスを利用しているケースは270名程度です。要介護認定の有効期限が延長され、更新手続きまで状況を確認する機会がないまま2～3年経過する方もおられます。今年度は、介護保険サービス未利用の要支援者や昨年度の相談受付票から気になるケースを整理し、センターから積極的にアプローチして、早期に支援につなげるようにしてまいります。

ウオーキングプログラムへ参加された高齢者へのアンケートの中から歩く姿勢について教えてほしいという声が多かったため、「歩き方教室」を5月と11月に開催いたします。また、ウオーキングスタンプラリー活動へ参加されていない高齢者にも介護予防普及啓発できるよう映画会を2か月ごとに開催し、映画開始前の時間を利用して介護予防の必要性を周知してまいります。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援1・2の方や、生活機能の低下がみられた事業対象者については、その心身の状態に応じて、適切な支援ができるようマイ・ケアプラン(介護予防サービス・支援計画表)の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。できないことをサービスで補うという補完的なケアマネジメントではなく、生活機能低下の背景・原因を分析し、課題を明確にして達成可能な目標へ向けて取り組めるよう、ケアマネジメントの進め方をケース検討会で振り返り進めてまいります。介護予防ケアマネジメントマニュアルに添って考え方や様式への記録ができるようセンター内で点検いたします。

また、介護予防の取り組みが早期に必要な高齢者に対して、一般介護予防事業や短期集中型サービス、地域のラジオ体操マップ配布、ウオーキングプログラム等の案内を行い、介護予防の意欲を高めるアプローチを行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

「みんなで高齢者が暮らしやすいまち」を目指し、あんしんすこやか係、社会福祉協議会等と連携し、地域住民同士で見守り、支え合うことのできる地域づくりの支援をします。

【小地域支え合い連絡会議の運営】

小地域支え合い連絡会を年 3 回以上開催し、民生委員等と見守りに関する情報交換や地域課題についての話し合いを行います。

【コミュニティづくり支援】

コロナ禍で喫茶や茶話会を目的に活動していたグループは活動休止を余儀なくされている状況が続いています。その中で、ボランティア同士が活動再開を模索し、再開を目指して活動方法を検討したいという相談がありました。必要に応じて社会福祉協議会と連携を図り、住民相互で見守り支え合うことのできるコミュニティづくりに資するグループ活動の支援を行います。

【地域の支え合い活動等への支援】

高齢化率の高いマンションで高齢福祉委員会が管理組合で立ち上がり、継続的に会議に出席しています。昨年度からマンション内での支え合い活動「ゴミ出し支援」がはじまり、200 世帯のうち 2 名の利用があります。今後はコミュニティの立ち上げの意欲が高まっているため、支え合い活動が進展するよう支援をしていきます。

他の地域からも支え合い活動について相談しやすい関係を維持するため、地域清掃活動や地域の会議に出席し、良好な関係づくりをすすめてまいります。

【地域での見守りが手薄な地域への暫定的な訪問活動】

昨年度は、民生委員、支援員が不在の地域に居住する独居老々世帯、要支援者世帯へ見守りに関する情報一覧を作成し、個別配布しました。また、地域住民や民生委員から気になる高齢者の相談があった場合は、訪問により実態を把握し、センター内で訪問頻度など支援方針を決めて対応しています。今年度は、民生委員、支援員ともに不在の地域はありませんが、欠員が出た場合は、見守りが手薄にならないよう重点的に見守り訪問できる体制を維持します。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の診断は出ているが、介護保険サービスなどの支援につながらないケースや認知症が疑われるが医療機関につながらないケースなど認知症に関する相談対応が昨年度は増加しました。家族だけでなく医療機関や地域住民など多方面からの相談も増加しました。適切な支援につながるまではセンターからのアプローチを継続し、実態を情報共有してまいります。センターだけで解決が難しいケースについては、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう支援してまいります。

センターでは、3 年後に目指す高齢者や地域の姿として「住み慣れた街で最期まであんしんすこやかに暮らしていく意識が高まり、認知症について気軽に語り合える地域になる」としてまいります。認知症への正しい理解をすすめるため、今年度も引き続き、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者声かけ訓練を 10 月、11 月に計画します。認知症高齢者声かけ訓練については、昨年度は感染症対策で民生委員のみに参加者をしぼりましたが、今年度は、福祉センター等で高齢者と接する機会が多いボランティアにも対象を広げて開催計画をします。9 月には、専門医による認知症講演会を計画し、正しい理解をしていただけるようすすめてまいります。

9. 民生委員等地域との連携について

見守り活動に関する連絡会、民生委員が中心となり活動している給食会や集いの場へ出向き、積極的に地域の高齢者の情報収集に努めます。また、昨年度から民生委員のメンバーが中心となり、立ち上がった外出する仕組みスタンプラリー活動のサポートを継続して行います。

10. 医療機関との連携について

日頃から、地域の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り連携に努めております。一昨年からは毎月「あんしんすこやかセンター便り」を持参し、気になる高齢者へ情報提供していただくよう依頼しています。また、圏域内の医療機関等に所属する看護職のネットワーク会議へ平成27年度から参加し、まちの保健室、フレイル予防啓発活動、フレイル普及イベントに協力しています。

11. その他関係機関との連携について

地域の防災福祉コミュニティ、民生委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、青少年育成協議会など13団体におけるネットワーク会議(事務局会議毎月、定例会儀年6回)の一員として今年度も引き続き住民活動の協力をし、連携してまいります。各団体へあんしんすこやかセンター独自で作成した「見守り情報一覧」や「介護タクシー情報一覧」などの社会資源の情報提供や、4年前から始まったゴミ出し支援活動の後方支援、65歳以上を対象にしたウオーキングスタンプラリー活動のアンケート結果報告や参加状況の報告等の協力を今年度も引き続き行ってまいります。

また、昨年度に引き続き、ふれあいのまちづくり協議会定例会儀へ出席し、情報提供や顔が見える関係性を大切に、相談しやすい関係づくりを維持します。婦人会活動への協力、高齢化率が高いマンションからの会議への出席依頼もあるため、継続して出席し、連携に努めてまいります。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険制度をはじめ、神戸市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正かつ中立性を確保するため、以下のことを遵守いたします。

- ・センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・利用者、事業者への適切な情報の提供
- ・適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・公平、公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- ・センター業務以外の広告、営業活動の禁止
- ・センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないこと

令和3年度第2回
神戸市地域包括支援センター運営協議会
資料より抜粋

区地域包括支援センター運営協議会について

1 提案内容

本市では、平成18年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要領に基づき、区地域包括支援センター運営協議会（以下「区協議会」という）を運営している。運営内容は以下のとおりである。

（運営内容）

- 第4条 区内の地域包括支援センターの業務の公正・中立性を確認するため、各センターの運営状況について定期的に報告を求め、必要な場合、市協議会にとるべき対応について意見を述べること。
- 2 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 3 その他運営に関する事項。

平成18年度から地域包括支援センター運営協議会は区と市の両方で運営し、区協議会は区内の地域包括支援センター業務の公正・中立性を確認するため、年1回実施している。15年間是正案件がなく地域包括支援センターの公正・中立は確保されており、区協議会へ報告するのみの会議内容となっており形骸化しているとの意見がある。

また、平成27年度から地域包括支援センターの個別課題解決やネットワークの構築などのために地域包括支援センター及び区に地域ケア会議を設置している。区協議会委員より区地域ケア会議や地域包括ケアシステム会議に参加している委員と重複しているため、一本化してほしいと言った意見もある。

さらに、平成28年度から地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るために地域包括支援センター運営評価を実施している。

そこで、区協議会で審議している内容については、市地域包括支援センター運営協議会（以下「市協議会」という）で審議し、区協議会は年1回の定期開催から公募にかかる圏域変更や地域から地域包括支援センターの運営で問題が生じた場合等に随時開催することとする。

なお、市協議会からの依頼に基づき、区協議会を開催できる仕組みを構築する。

2. スケジュール

- (1) 令和4年2月 令和3年度第2回 市協議会で提案
- (2) 令和4年8月頃 令和4年度第1回 区協議会で各区の意見集約
- (3) 令和4年9月頃 令和4年度第1回 市協議会で各区の意見まとめの上、
審議

3. 運営協議会の介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第140条の66 第2号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」(老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)